

CONTENTS

《米国》

■FCC、ILECのアンバンドル義務（UNE提供義務）の見直しを提案 2
 連邦通信委員会（FCC）は、2001年12月20日、既存地域事業者（ILEC）のアンバンドリング義務見直しを提案する規則制定提案告示（NPRM）（FCC01-361）を发出。相次いで发出されたFCC01-360（ILECによる広帯域サービス提供に関する規則制定提案告示）、FCC02-42（高速インターネットの普及に関する規則制定提案告示）等とともに、第二次及び第三次コンピュータ裁定と1996年電気通信法後に導入された諸規則との関係を再整理し、異種プラットフォーム間の規制不均衡を調整する大掛かりな規制再構築に着手した。

《米国》

■FCC、組織改正を3月25日に実施、オープン・ミーティングで重要決定 25
 FCCは、計画していた組織改正を2002年3月25日に実施することを最終的に決定した。名称の変わった有線通信競争局、統合されたメディア局を中心とする新しいFCCのデジタル時代における舵取り役としての活動が期待される。又、3月14日には、FCCのオープン・ミーティング（公開審理）が開かれ、214条認証の更なる簡素化、優先接続事業者変更料金の再検討、ブロードバンド・アクセスの規制上の取扱いなど重要な決定が行われた。

《米国》

■米国競争当局、合併審査の分担を明確に 31
 現在では企業の合併はどここの国でも競争当局の審査を受けるのが普通であり、米国では昔から反トラスト法の規制対象となっている。ところが、米国の競争当局としては、司法省反トラスト局と連邦取引委員会があるが、両機関の分担関係は必ずしも明確ではない。特に合併審査については、両機関の共管とされ、事案ごとに協議して、担当を決めてきたようだ。それでは手続きも効率的ではないので、今回、関係事業の種類別に担当があらかじめ決められることになった。この結果、電気通信関係の合併事案は、司法省反トラスト局の担当となった。

《米国》

■米国のインターネットの現状について、米国政府が2つの報告書を発表 35
 第1四半期に米国のインターネットの普及状況を分析した報告が相次いで発表された。FCCによる第3次年次報告書と商務省電気通信情報局（NTIA）の「A Nation Online」は共に、米国内のブロードバンドサービスがしっかりした足取りで普及し始め、地域や貧富の差などによって生じる情報格差、いわゆるデジタルデバイドは狭まっている。

《欧州》

■欧州事業者、3Gバブル後遺症の払拭狙いに資産リストラ、提携網再構築へ 40
 「第3世代携帯電話（3G）バブル」の後遺症に苦悩する欧州の主要電気通信事業者は2001年3月期決算で、事業収益の拡大基調を追い風に、巨額の債務削減に取り組んだ。将来の投資負担と過去の債務負担に苦悩する欧州系事業者の債務リストラが、投資家の好感を呼び債券市況もとりあえず下支えしているものの、ドイツ、フランスの大陸系事業者を覆う3Gの構造的な重圧はさらに続く。その中で、France TelecomとドイツのMobilcomの提携関係は債務危機の中で風前の灯火。欧州経済が単一通貨ユーロの流通によって統合の基盤が固まったとはいえ、電気通信とりわけ次世代携帯を巡る事業と監督行政も依然、国境の壁が制約となっている。

《欧州》

■欧州委員会、加入者回線アンバンドル（LLU）制度の不備で加盟5カ国に警告状を送付 44
 欧州委員会は加入者回線の開放に係る国内制度の不備で独仏など加盟5カ国を警告。加入者回線を貸し出す際の詳細な料金情報の事前公表を求めるもの。

《シンガポール》

■シンガポールの携帯電話事業者、IDAに4番目の3G免許発行を中止するよう要請 46
 Virgin Mobile Asiaを含むシンガポールの既存携帯電話事業者4社は、2002年3月中旬、IDAに4番目の3G免許発行を中止するよう要請した。

《マレーシア》

■CelcomとDiGiの統合に向けた動きが表面化 48
 Head of Agreement（予備的合意）と言われるもので、現段階において両者にとって法的拘束力があるものではないが、2002年3月13日、Celcom親会社のTRIとDiGiはそれぞれの網とインフラの統合を探索することで合意した。



米国

FCC、ILECのアンバンドル義務（UNE提供義務）の見直しを提案

(注1)

UNE (Unbundled Network Element)

既存地域事業者 (ILEC) の電気通信サービスの用に供される通信設備 (local exchange service / exchange access) を7つの機能に分類したもの。アンバンドルベース (バラバラに)、非差別的かつ自社に対するのと同じ条件で、また TELRIC 料金 (フォワードルッキングな長期増分費用の計算に基づく料金) により、他の事業者に提供することが ILEC に義務づけられている。

(注2)

既存地域事業者 (ILEC)
ベル系運用会社 (BOC: Bell Operating Company) とその他の従来からある地域電話会社を指す (1996年電気通信法第251条 (47 U.S.C. 251) (h) 項)。ベル系運用会社 (BOC: Bell Operating Company) とは、AT&T 修正同意判決 (AT&T consent decree) 又は MFJ: Modification of Final Judgement) に基づく1984年の分割によってAT&Tから分離された地域電話会社を指す。1996年電気通信法は20社の社名を具体的に挙げることでBOCを定義している (1934年通信法第3条 (47 U.S.C. 153) (4) 項)。MFJはBOCを7グループに分けて其々を統括する地域持株会社 (RHC: Regional Holding Company) を置いたが、その後のRHC間合併により現在はBellSouth、Qwest (旧US West)、SBC (旧South Western Bell、旧Pacific Telesis及び旧Ameritech) 及びVerizon (旧Bell Atlantic、旧GTE) の4社 (4グループ) にまで集約されている。RBOC (Regional Bell Operating Company) はRHCと同義であるが現在はこちらの方が用語として一般的である。



KDDI RESEARCH

連邦通信委員会 (FCC) は、2001年12月20日、既存地域事業者 (ILEC) のアンバンドリング義務見直しを提案する規則制定提案告示 (NPRM) (FCC01-361) を発出。相次いで発出されたFCC01-360 (ILECによる広帯域サービス提供に関する規則制定提案告示)、FCC02-42 (高速インターネットの普及に関する規則制定提案告示) 等とともに、第二次及び第三次コンピュータ裁定と1996年電気通信法後に導入された諸規則との関係を再整理し、異種プラットフォーム間の規制不均衡を調整する大掛かりな規制再構築に着手した。

1996年2月に発効した1996年電気通信法 (the Telecommunications Act of 1996) はその第251条 (47 U.S.C. 251) (相互接続) (c) 項で、市内競争促進策の目玉であるUNE^(注1) の提供義務をすべての既存地域事業者 (ILEC)^(注2) に課し、これを受けた連邦通信委員会 (FCC) は、700ページを越す第一次相互接続裁定 (FCC96-325) を発表して連邦規則 (C.F.R.: Code of Federal Regulation) 第47編 (電気通信) に第51部 (相互接続) を追加し、第51.307条から第51.321条に至る8ヶ条でUNEの詳細を定めた。

よく知られる通りこの第51部については制定後、数々の訴訟があり、FCCはこれまで、「市内競争導入」の事案番号 (CC-Docket 96-98) を使って膨大な量の追加裁定や規則制定提案告示 (NPRM: Notice of Proposed Rule Making) を発出してきた。

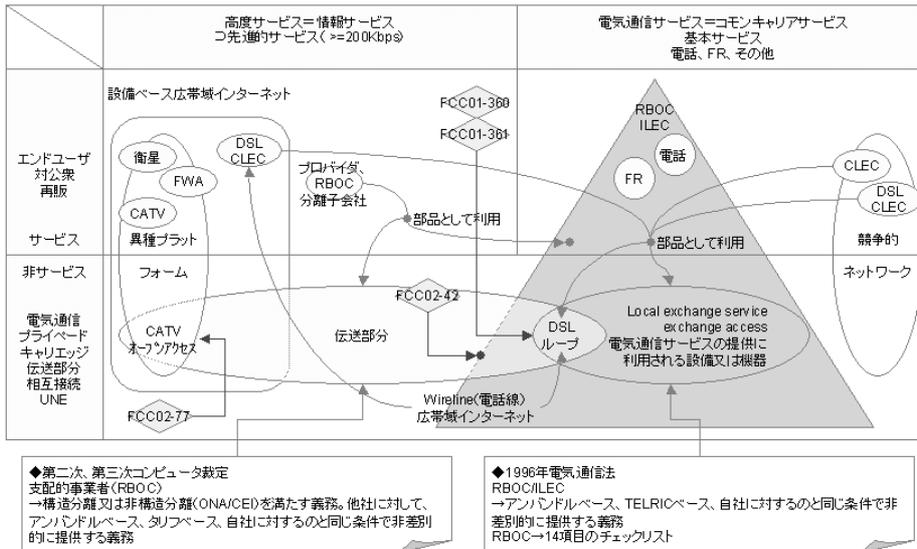
中でもUNEは最も大きな争点となってきたものでUNEコンビネーションに関するFCC規則は法的に比較的不安定な状態にある。その解消には、将来の最高裁判決 (2002年前半?) を踏まえ新たな裁定が採択されることを待つ必要があるが、FCCは、2001年12月20日、既存地域事業者 (ILEC) のアンバンドリング義務見直しを提案する規則制定提案告示 (NPRM) (FCC01-361) を発出して規制の包括的見直しに向けた準備に着手した。当該告示は相互接続差戻し裁定 (FCC99-238 「UNE Remand Order」) (パラ151) に基づく「三年ごとの見直し (triennial review)」の一環と位置づけられている。

以下本稿では、1996年電気通信法及び連邦規則上のUNE関連規定を紹介した上で、後者に関する主な係争とその結果を受けた規則変更を概説し、最後に今回発出された規則制定提案告示 (FCC01-361) における意見招請項目を紹介する。

なお、今回の告示は、相次いで発表されたFCC01-360 (ILECによる広帯域サービス提供に関する規則制定提案告示)、FCC02-42 (高速インターネットの普及に関する規則制定提案告示) 及びFCC02-77 (CATVによるインターネットサービスに関する宣言裁定・規則制定提案告示) 等とともに、第二次及び第三次コンピュータ裁定と1996年電気通信法後に導入された諸規則との関係を再整理し、異種プラットフォーム間の規制不均衡を調整する大掛かりな規制見直しの一環でもある。個々の告示

の焦点を完全に把握しきれていない部分もあるが便宜のために全容の俯瞰を試みたものが下表である。

■表1：コンピュータ裁定と1996年電気通信法、異種プラットフォームへの規制、規制見直しの主な焦点



■表：規則制定提案告示の処理スケジュール（予定）

コメント	告示発出から60日以内に提出。（期限）2002年3月18日
リプライコメント	告示発出から105日以内に提出。（期限）2002年4月18日
裁定	—





1 UNE (Unbundled Network Element) の関連法規

(1) 1996年電気通信法のUNE関連規定

■表2：1996年電気通信法の関連規定
●第251条 (47 U. S. C. 251) (相互接続)

	義務の対象	義務の内容
(c) 項	全既存地域事業者 (ILEC)	<p>(1) (b) 項及び本項に定める義務を履行するため誠実に交渉する義務</p> <p>(2) 要請するいかなる電気通信事業者の施設及び設備に対しても、 (A) 交換アクセスの送信及び経路選択のため (B) ネットワークのあらゆる技術的に実行可能な点において (C) 自社・系列会社又は他の全ての会社とも非差別的な品質の相互接続を (D) 公正、合理的かつ非差別的な料金及び条件で、提供する義務</p> <p>(3) 公正、合理的かつ非差別的な料金及び条件によって、あらゆる技術的に実行可能な点でアンバンドルベースでネットワーク要素への非差別的なアクセスを、要請するいかなる電気通信事業者に対しても提供する義務。これはアクセスを要請する事業者がネットワーク要素を自由に組み合わせることができるような方法でなされなければならない</p> <p>(4) (A) 小売するすべての電気通信サービスを再販のため卸売り料金で提供する義務 (B) 再販を禁止しない義務、不合理な又は差別的な制約や制限を課さない義務</p> <p>(5) サービスの伝送及び経路選択に必要な情報など、施設及びネットワークの相互運用に影響を及ぼす全ての変更について合理的な告知を行う義務</p> <p>(6) 自局舎内で、アンバンドルされたネットワーク要素への相互接続又はアクセスに必要な設備の物理的コロケーションを公正、合理的かつ非差別的な料金及び条件で提供する義務</p>
(d) 項	全既存地域事業者 (ILEC)	<p>(1) FCCは、本法律制定日から6ヶ月以内に本条の実施を目的とする規則を制定するために必要な全ての措置を完了する</p> <p>(2) FCCは (c) 項 (3) のネットワーク要素を決定するにあたり最低限、次の (A) 及び (B) を考慮する (A) 性質上私有財産的な、当該ネットワーク要素へのアクセスは必要 (necessary) か (B) 非私有財産的な当該ネットワーク要素にアクセスできないことが要請側の電気通信事業者のサービス提供力を損なう (impair) 可能性があるか</p> <p>(2) 本条の要件を実施するための規則の制定と実施にあたり、FCCは、 (A) 地域事業者 (ILEC) のアクセス及び相互接続義務を設定する (B) 本条の要件に適合する (C) 本条の要件及び本章の目的の実現を実質的に妨げない州当局のいかなる規則、命令又は政策の実施を妨げてはならない</p>

(2) 連邦規則 (C.F.R. : Code of Federal Regulation) のUNE関連規定

1996年電気通信法の相互接続関連規定のうちUNEに関する部分 (上表網がけ部分) についてFCCが定めた連邦規則は文末【表25】の通りである。(47 C.F.R. Part 51)



2 UNEに関するこれまでの主な訴訟

47 C.F.R. part 51のUNE関連部分は多くの訴訟の対象となった。以下は、UNE／相互接続に関する係争のうち重要と思われる判決の要点を時系列にまとめたものである。

■表3：1997年7月18日の連邦第8巡回（控訴）裁判所判決

主な争点	①相互接続に関するFCC（又は連邦政府）の管轄権 ②相互接続料金（TELRICによる算定、Proxy値の妥当性（47 C.F.R. 51.501～51.515） ③1996年電気通信法第251条（f）項に基づく、ルーラル事業者及び小規模事業者（回線数が全米の2%以下）に対する第251条（b）項又は（c）項の適用除外の妥当性（47 C.F.R. 51.405） ④1996年電気通信法第252条（i）項に基づくいわゆる「pick and choose」規定（47 C.F.R. 51.303）の妥当性 ※本事案は、各地での提訴が連邦第8巡回（控訴）裁判所に統合されたもの。 ※②及び④は判決に先立ち、前年（1996年10月）、連邦第8巡回（控訴）裁判所への請求に基づき効力が差し止められている。
判決	①②③④1996年電気通信法に相互接続関連規定には、ナンバーポータビリティに関する第251条（b）項（2）を除き、FCCの管轄権を明記した部分がないとして、FCCが定めた関連規則を大部分無効とした。また④に関し「ILECが自身に提供する場合よりも優れた品質でUNEを提供することを義務づけた」47 C.F.R. 51.311（c）項の規定は1996年電気通信法違反であるとした。
判決後の動き	FCCは判決後直ちに連邦最高裁判所に上告。

■表4：1999年1月15日の最高裁判所判決

主な争点	①相互接続に関するFCC（又は連邦政府）の管轄権 ②相互接続料金（TELRICによる算定、Proxy値の妥当性（47 C.F.R. 51.501～51.515） ③1996年電気通信法第251条（f）項に基づく、ルーラル事業者及び小規模事業者（回線数が全米の2%以下）に対する第251条（b）項又は（c）項の適用除外の妥当性（47 C.F.R. 51.405） ④1996年電気通信法第252条（i）項に基づくいわゆる「pick and choose」規定（47 C.F.R. 51.303）の妥当性
判決	①②③④FCCの管轄権を否定した連邦第8巡回（控訴）裁判所の判断を覆し、②③④についてFCCの（一般的）管轄権を認め、②③④について連邦第8巡回（控訴）裁判所に差し戻した。 ④FCCによる1996年電気通信法第251条（i）項の解釈は妥当とした。FCCのUNE関連規定も概ね妥当であるとしたが、 ⑤47 C.F.R. 51.319に定められたUNEリストは、1996年電気通信法第251条の規定を合理的方法で解釈していないとして、FCCにその全面的見直しを命じた。 ⑥1996年電気通信法第251条（d）項（2）のいわゆる「necessary and impair」基準の解釈をより個別的、具体的にすることをFCCに命じた。とりわけ、FCCはILEC以外のネットワークからのUNE代替物の調達可能性を適切に考慮していない、とした。
判決後の動き	FCCは、1999年11月に相互接続差戻し裁定（FCC99-238「UNE Remand Order」）を発出して判決⑤⑥に応じる形で連邦規則の改定を実施。



■表 5 : 1999年10月の連邦第9巡回 (控訴) 裁判所判決

判決	47 C.F.R. 51.315 (c) 項乃至 (f) 項に基づく事業者間の協定は1996年電気通信法に違反しないことが確認された。
----	---

■表 6 : 2000年7月18日の連邦第8巡回 (控訴) 裁判所判決

主な争点	②相互接続料金 (TELRICによる算定、Proxy値の妥当性 (47 C.F.R. 51.501 ~51.515) ③1996年電気通信法第251条 (f) 項に基づく、ルーラル事業者及び小規模事業者 (回線数が全米の2%以下) に対する第251条 (b) 項又は (c) 項の適用除外の妥当性 (47 C.F.R. 51.405) ④「ILECが自身に提供する場合よりも優れた品質でUNEを提供することを義務づけた」47 C.F.R. 51.311 (c) 項の規定の妥当性
判決	②相互接続料金の算定にTELRICを採用することは問題ないが、「最新の設備で新たにネットワークを構築した場合にかかるコスト (ただし既存のネットワークトポロジーは維持する)」をベースに算定するのではなく、現行設備をベースとして増分コストを算定すべきである、として、47 C.F.R. 51.505 (b) 項を無効とした。 ③適用除外を望むルーラル事業者に自身の適格性の証明義務を課した47 C.F.R. 51.405の規定を無効とした。 ④「ILECが自身に提供する場合よりも優れた品質でUNEを提供することを義務づけた」47 C.F.R. 51.311 (c) 項の規定は1996年電気通信法違反であるとした。 ⑦既存地域事業者 (ILEC) が提供すべきUNEコンビネーションは、もともとILECがサービス提供に際して使っているものに限るとし、「もともとない組合せも競争的地域事業者 (CLEC) の要請があれば提供すべきである」と定めた47 C.F.R. 51.315 (C) 項を無効とした。 ⑧再販割引率の設定。「卸売することによってILECが避けることができるであろうコスト相当をまるまる割り引くべき」とする47 C.F.R. 51.609を否定。「卸売することによってILECのコストから明らかに控除できるコスト相当だけを割り引く」方式が正しいとした。
判決後の動き	FCCは、司法長官の許可を得て、②③④⑦⑧すべてについて最高裁に上告、併せて連邦第8巡回 (控訴) 裁判所に請求した判決差止請求も認められた。

(注3)

EEL (Enhanced Extended Link)
EELとは、加入者回線と局間伝送を含むUNEの組合せ。あるILEC局に収容されている加入者回線を、別のILEC局内にCLECがもつコロケーションポイントまで伸ばしてそこでCLECに受け渡すことが可能になる。DSLAMを収容局に置かなければならないxDSLサービスの場合はEELを利用できない。EELは<現にILECのネットワークの中で存在するUNEコンビネーション>とは見なされないため、1999年7月18日の連邦第8巡回 (控訴) 裁判所判決ではILECに提供義務がないとされた。FCC99-238採択 (1999年9月) 後現在までに実際にEELが提供された事例はないとされるが確認中。

3 判決に基づきFCCが行ったUNE見直し (FCC99-238他)

記述が前後するが、1999年1月15日の最高裁判所判決を受けて、FCCは、相互接続差戻し裁定 (FCC99-238「UNE Remand Order」1999年9月15日採択) によるUNE見直しを実施したが、その後、47 C.F.R. 51.315 (C) 項に基づくUNEコンビネーションの一部 (スペシャルアクセス代替的なEEL (Enhanced Extended Link) ^(注3)) について既存地域事業者 (ILEC) の提供義務を自ら一時解除し現在に至っている。さらに2000年7月18日の連邦第8巡回 (控訴) 裁判所判決 (⑦) で47 C.F.R. 51.315 (C) 項が無効とされたことにより、UNEコンビネーションに関する規定が全体としてやや宙に浮いた状態となっている (連邦第8巡回 (控訴) 裁判所判決の効力は差し止められているので規則の効力は損なわれていないが将来の上級裁判所 (連邦最高裁) 判決で全面的或いは部分的に無効化される可能性がないとは言えない)。



■表7：相互接続差戻し裁定（FCC99-238「UNE Remand Order」）によるUNE見直しの概要 （表注1）

①	「オペレータサービス・電話番号サービス」に関するUNEを廃止
②	ローカルループには一般電話回線からxDSL対応回線、光ファイバー等高速容量回線までが含まれることが確認された。ループの部分的な提供（サブ・ループ）も義務となった。また局間伝送路に <u>ダークファイバー</u> も含まれることを確認。
③	主要50都市（Metropolitan Statistical Area）のZone 1地域において、4回線以上を契約している加入者に対して（CLEC等が）提供するサービスのために、UNEを提供することをILECに対して免除。ただし、競争的地域事業者（CLEC）の求めにより当該加入者に関するEELを提供することが免除の条件。 <small>（表注2）</small>
④	法的（1996年電気通信法及び相互接続、アクセスチャージ及びユニバーサルサービス等に関する諸制度との整合性）、政策的観点からみて、 <u>スペシャルアクセスを代替するようなEEL（Enhanced Extended Link）の提供をILECに義務づけているのは妥当か、否か、意見を招請（Further NPRM）</u> 。意見を踏まえ2000年6月までに何らかの決定を行うとした。
⑤	「necessary and impair」基準の解釈を示した47 C.F.R. 51.317において、ILEC以外のネットワークからのUNE代替物の調達可能性を考慮する文言を追加。

（表注1） EEL等、本来ない態様のUNEコンビネーションについては、最高裁の差し戻しを受けた連邦第8巡回（控訴）裁判所が審理中であるため見直し対象とならなかった。

（表注2） 企業ユーザーは概ね4回線以上引いていると思われるので、競争的地域事業者（CLEC）がZone1地域に進出する場合UNEは利用できず、そうなるとうとうして全域を<面>でカバーしにくい。EELの義務づけは、CLECのカバレッジの隙間を埋めるための選択肢を確保する意味と思われる。ILECが課す条件をクリアすることが難しいため、現実にEELを利用してきているCLECは皆無とされる。

■ FCC99-238に対する反対とUNEコンビネーション提供義務の部分的解除

UNEコンビネーションには、長距離事業者（IXC）がスペシャルアクセスをEELに転換する動きを恐れた既存地域事業者（ILEC）から強い反対があり、FCCは相互接続差戻し裁定（FCC99-238「UNE Remand Order」）の発出後すぐにFCC99-370（「Supplemental Order」）を発出して「長距離事業者（IXC）が、現に利用しているスペシャルアクセスを代替的なUNEコンビネーション（=EEL）に転換する（ことをILECに請求する）ことを当面の間（上表④Further NPRMが結審するまでの間）禁止する」と発表した。その際、FCCは、長距離事業者（IXC）又は競争的地域事業者（CLEC）がEELを利用してサービスを提供しようとする加入者に対し「significant amount」の市内サービスを提供している場合を禁止措置の対象外にして、措置が一時的なものであることを強調したが、Further NPRMの結審期限の2000年6月を迎えたところで、結局、禁止期間を延長し決定を先送りすることになった（FCC00-183（「Supplemental Order Clarification」））。

■表8：FCC99-370及びFCC00-183に基づくEEL利用可否の判断基準

①	当該長距離事業者（IXC）事業者又は競争的地域事業者（CLEC）が、EELでサービスを提供しようとする加入者に対し「排他的にローカルサービスを提供している」場合には、当該加入者に対して「significant amount」の市内サービスを提供しているものとみなす。
②	当該長距離事業者（IXC）事業者又は競争的地域事業者（CLEC）が、EELでサービスを提供しようとする加入者に対しローカルサービスを提供しており、当該加入者の少なくとも33%のローカルトラヒックを扱っている場合には、当該加入者に対して「significant amount」の市内サービスを提供しているものとみなす。
③	当該長距離事業者（IXC）事業者又は競争的地域事業者（CLEC）が扱うトラヒックのうち少なくとも50%がローカルの音声トラヒックである場合には、「significant amount」の市内サービスを提供しているものとみなす。

（表注） これらの条件への適合如何はCLECの自己査定（self-certify）に委ねられるが、ILECはその監査を行うことができる。以上は、FCC99-370の脚注9又はFCC00-183に示された、若しくは弁護士がFCC担当者にヒアリングしたところに基づく。





4 FCC01-361によるUNEの三年目見直し (triennial review) の概要

ここまで述べた通り、FCCのUNE関連規則、とりわけUNEコンビネーションに関する規則は法的に比較的不安定な状態にあり、その解消には、将来の最高裁判決(2002年前半?)を踏まえ新たな裁定が採択されることを待つ必要があるが、FCCは、2001年12月20日、既存地域事業者(ILEC)のアンバンドリング義務見直しを提案する規則制定提案告示(NPRM)を發出して規制の包括的見直しに向けた準備に着手した。当該告示は相互接続差戻し裁定(FCC99-238「UNE Remand Order」)(パラ151)に基づく「三年ごとの見直し(triennial review)」の一環と位置づけられている。

告示が再考の対象とし意見招請を行っている項目及びその概要は以下の通りである。係争中のUNEコンビネーションは表向き取り上げられていないが、相互接続差戻し裁定(FCC99-238「UNE Remand Order」)、FCC99-370(「Supplemental Order」)及びFCC00-183(「Supplemental Order Clarification」)で取り入れられた【地域、顧客或いはUNEを請求する事業者(CLEC等)の属性に従って規制内容を変更する方法(granular approach)】に関する検討で結果として取り上げられている。

◆ FCC01-361における意見招請項目 ◆

【表の凡例】

以下表中、「▲」は事案番号CC Docket 96-98 (Implementation of local competition provisions of the Telecommunications Act of 1996) 又はCC-Docket 01-338 (Review of the Section 251 unbundling obligations of ILECs) に関する意見招請項目(=第251条/UNE関連)を、「●」は事案番号CC Docket 98-147 (Deployment of wireline services offering advanced telecommunications capability) に関する意見招請項目(=第706条/先進的電気通信関連)をあらわす。双方に關係する場合は「▲」を使用している。個々の意見招請項目は、検索の便宜のため、原則として原文告示の Paragraph (§) ごとにまとめたが、原文に連番にミスがあるため当該まとまりごとに〈ア〉 → 〈フ〉 → 〈あ〉 → の通番を振った。

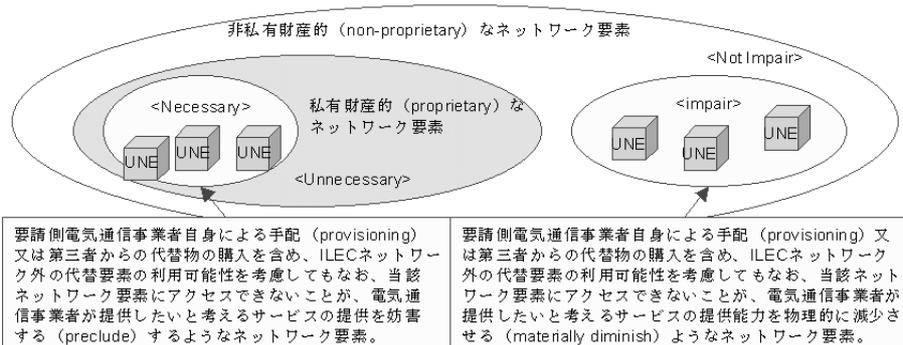
A. 「necessary and impair」基準の解釈再考

1996年電気通信法第251条(d)項のいわゆる「necessary and impair」基準に対するFCCの現在の解釈は、1999年1月15日の最高裁判決を踏まえて47 C.F.R. 51.317に定められている通りであるが、本告示は、そこに示された解釈について以下の通りコメントを招請している。



■表9：FCC01-361によるUNEの三年目見直し (triennial review) 意見招請項目 (A)

<p><ア> § 19</p>	<p>47 C.F.R. 51.317 (b) 項 (2) に定める判断基準では、「ネットワーク要素にアクセスできないことが、要請側事業者のサービス提供能力を物理的に減少させるかどうかを考慮するに際し、FCCは、その市場における代替物が、現実的、経済的かつ運用的にどの程度利用可能であるかを考慮する。」とした上で、その判断に際して考慮すべき要因 (factors) として以下の5つが挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 費用 (cost)。代替物を使用した場合に発生するすべての費用 (ii) 適時性 (timeliness)。市場参入又は顧客層の拡大に要する時間を含む (iii) 品質 (quality)。 (iv) 遍在性 (ubiquity)。 (v) ネットワーク運用への影響 (impact) <p>▲この要因の間で何らかの重み付けによる差別をすべきか、否か。</p>
<p><イ> § 20</p>	<p>▲UNEの定義方法を変更すべきか、否か。</p> <p>【現在の定義方法】 まず、ネットワーク要素を分類、定義し、定義された要素の中で「necessary and impair」基準に適合するものをUNEとする。</p> <p>【新しい定義方法 (例示)】 まず、UNEへのアクセスを要請する事業者 (CLEC等) のサービス提供能力を損なう (impair) ようなやり方を態様として定義した上で、各態様に対応するUNEを定義する。</p>



■表10：「necessary and impair」基準に関する現在のFCC解釈 (イメージ)

B. 「at a minimum」の解釈再考

1. 設備投資の促進と広帯域サービスの普及

1996年電気通信法第251条 (d) 項 (2) は【FCCが、最低限 (at a minimum) 、考慮すべき基準】という言い方で「necessary and impair」基準を示している。^(注4) 字義に忠実になるとすれば同基準を一種の例示と解釈することも可能であり、FCCは実際に相互接続差戻し裁定 (FCC99-238 「UNE Remand Order」) においてそのような考え方を取り入れている。すなわち相互接続差戻し裁定 (FCC99-238 「UNE Remand Order」) において、「アンバンドル化を要請するあらゆるネットワーク要素について判断するに際し」FCCが考慮すべき追加的要因 (factors) として次の5つを掲げ、UNE提供義務を課し得る余地を広くとる姿勢を打ち出している (47 C.F.R. 51.317 (b) 項 (3)) 。

(注4)

1996年電気通信法第251条 (d) 項 (2)

「FCCは (c) 項 (3) のネットワーク要素を決定するにあたり【最低限】、次の (A) 及び (B) を考慮する。 (A) 性質上私有財産的 (proprietary) な、当該ネットワーク要素へのアクセスは必要 (necessary) か (B) 非私有財産的 (non-proprietary) な当該ネットワーク要素にアクセスできないことが利用者側の電気通信事業者のサービス提供能力を損なう (impair) 可能性があるか」





●米国

47 C.F.R. 51.317 (b) 項

- (3) 本規則に基づきアンバンドル化を要請するあらゆるネットワーク要素について判断するに際し、FCCはさらに、次の追加的要因 (factors) を考慮する。
- (i) 当該ネットワーク要素のアンバンドル化が、競争のすばやい浸透を促進するか
 - (ii) 当該ネットワーク要素のアンバンドル化が、設備ベース競争、投資及び技術革新を促進するか
 - (iii) 当該ネットワーク要素のアンバンドル化が、規制を削減するか
 - (iv) 当該ネットワーク要素のアンバンドル化が、要請側事業者に、要素の利用に関する予見可能性を与えるか
 - (v) 当該ネットワーク要素のアンバンドル化は、行政制度として現実的か

本告示は、この5つの追加的要因 (factors) の妥当性、及び第706条 (先進的電気通信へのインセンティブ) の要請をUNE提供の義務づけに関する判断において考慮に加えることの妥当性などについて次の意見招請を行っている。

■表11：FCC01-361によるUNEの三年目見直し (triennial review) 意見招請項目 (B.1.)

<p><ウ> § 21</p>	<p>相互接続差戻し裁定 (FCC99-238 「UNE Remand Order」) に基づき取り入れられた5つの追加的要因 (factors) (47 C.F.R. 51.317 (b) 項に収録) は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲これらだけで十分であるか、否か。 ▲項目間で重み付けによる差別を行うべきか、否か。 ▲1996年電気通信法第706条の要請をアンバンドル化の分析においても考慮すべきか、否か。
<p><エ> § 23</p>	<p>ILECに対するUNEの義務づけは、ILECの先進的サービスへの設備投資又はCLEC等の設備ベース参入を抑制するとの見方がある一方で、市場競争の確立又は持続的な競争の進展にとってUNEが必要であるとの見方もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲UNEの義務づけによる局地的競争とインフラ投資は、1996年電気通信法第706条の目的に役立つか、否か。
<p><オ> § 24</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▲新規のネットワーク建設を奨励するためILECのUNE提供義務を修正又は制限すべきか、否か。例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ・ある時点以降に建設されたネットワークは一定期間UNE提供義務の対象外とする ・光ファイバーループなど特定の種類の新設備のみを対象外とする、など。 (↑しかしこれが投資行動を歪める怖れはないか)。 ▲新設備は自動的にUNE提供義務の対象となるべきか、そうでないとするばどのよう新設備を対象外と定めるべきか。 ▲1996年電気通信法第252条 (d) 項 (2) に言う「at a minimum」は、電話用設備と先進的な設備に別の解釈で適用することが可能か、否か。 ▲UNEの価格設定を変更することにより、ILECの新設備への投資を促進すべきか、否か。そのような方法による投資促進は妥当か、否か。
<p><カ> § 26</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●1996年電気通信法第706条に言う「先進的電気通信能力 (advanced telecommunications capabilities)」とは、設備なのか、サービスなのか、市場なのか。 ●交換又は伝送に関する何らかのアンバンドル規則が、ILECによる先進的電気通信能力への投資を促進するか、否か。
<p><キ> § 27</p>	<p>1996年電気通信法第706条がその実現技術を指定していない以上、広帯域サービスのプラットフォーム間競争を考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●プラットフォーム間競争がある場合、ILECとその他のシェア分析はいかにあるべきか。 ●プラットフォーム間競争の進展度を測定する場合、一方のプラットフォームの実際の能力だけでなく潜在的な能力も考慮すべきか、否か。 ▲異種プラットフォーム (衛星、CATV等) の存在は、卸売 (相互接続) 市場の有無に関わりなく、UNE提供義務の判断における「impair」の分析において考慮されるべきか、否か。
<p><ク> § 28</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▲移動体電話、CATV等の異種プラットフォームは、ILECのネットワークの代替物と考慮できるか、否か。 ▲広帯域サービス投資に対する見返り (先行者利益) と、(UNE義務づけにより) 消費者選択の幅が増えることの間利害バランスをいかに考えるべきか。
<p><ケ> § 29</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▲設備ベース競争とは何か。



KDDI RESEARCH



〈コ〉 § 30	<p>▲UNEの義務づけは卸売り市場の発展を促進するか、否か。 ▲卸売りと小売りが分離されたシステムはより实际的、効率的か、否か。 ▲ILEC以外の事業者による、光ファイバー、固定無線アクセスの卸売り市場を（UNE規則の改定等を通じて）発展させることにより、プラットフォーム間競争を進展させるべきか、否か。それは実現可能か、否か。</p>
-------------	---

2. その他

UNEに関するその他の問題についてコメントを招請している。（利用側事業者の自社設備とみなされる）UNEの存在がユニバーサルサービス基金運営を複雑化することを指摘した上で、アクセスチャージ制度とりわけスペシャルアクセスへの影響（ILECの収入減少）に触れ、相互接続差戻し裁定（FCC99-238「UNE Remand Order」）で設定されたUNE提供義務の一部免除^{（注5）}、及び、FCC99-370（「Supplemental Order」）とFCC00-183（「Supplemental Order Clarification」）で禁止された（長距離事業者（IXC）による）スペシャルアクセスのUNE転換について再考を示唆している。

（注5）

相互接続差戻し裁定（FCC99-238「UNE Remand Order」）で、FCCは、主要50都市（Metropolitan Statistical Area）のZone 1地域において、4回線以上を契約している加入者に対して（CLEC等）提供するサービスのために、UNEを提供することをILECに対して免除。ただし、CLECの求めがあれば当該加入者に関するEELを提供することが免除の条件とされている。

■表12：FCC01-361によるUNEの三年目見直し（triennial review） 意見招請項目（B.2.）

〈サ〉 § 32	<p>CALLS提案、MAG提案に基づくアクセスチャージ改革等を通じて、黙示的補助（implicit subsidy）はユニバーサルサービス基金への明示的補助（explicit subsidy）に移行しており、スペシャルアクセスのUNE化はユニバーサルサービスの維持に影響を与えないとする意見もあり、逆に、大きな影響があるとする見方もある。 ▲ユニバーサルサービス制度の問題をどの程度UNE提供義務の分析に織り込むべきか。 ▲スペシャルアクセスのUNE転換は、アクセスチャージを通じた黙示的補助、ユニバーサルサービスの維持にどの程度影響を与えるか。</p>
〈シ〉 § 33	<p>▲その他考慮すべき観点があれば。例えば公衆の安全、安全保障、ネットワークの統合性、など。</p>

C. より具体的、個別的な法令の解釈（granular approach）

1996年電気通信法第251条（d）項（2）の「necessary and impair」基準の解釈を、より個別的、具体的にすることをFCCに命じた最高裁判決（1999年1月15日）を受けて、FCCは、その相互接続差戻し裁定（FCC99-238「UNE Remand Order」）、FCC99-370（「Supplemental Order」）及びFCC00-183（「Supplemental Order Clarification」）で【地域、顧客或いはUNEを請求する事業者（CLEC等）の＜属性＞に従って規制内容を変更する方法（granular approach）】を取り入れた。告示ではこの手法の当否、拡張の可能性等について検討し意見を招請している。





●米国

1. サービス又は地域の違いに配慮した規制

■表13：FCC01-361によるUNEの三年目見直し (triennial review) 意見招請項目 (C.1.)

〈ス〉 § 37	▲1996年電気通信法第251条 (d) 項 (2) に言う「サービス提供力」 (ability of the telecommunications carrier seeking access (to UNE) to provide the services that it seeks to offer) における「the services」には各種あることを前提として、サービスごとにUNE提供義務を定めることなどを検討すべきか、否か。 ▲その場合サービス分類はいかにあるべきか。
〈セ〉 § 38	▲個々のサービス (市場) の競争度の判断において異種プラットフォーム (移動体電話等) の存在を考慮すべきか、否か。移動体電話サービス事業者によるUNEへのアクセスはプラットフォーム間競争を促進するか、否か。
〈ソ〉 § 39	▲地理的市場ごとにUNE提供義務を定めるべきか、否か。「impair」基準の判定のためにどのような地理的区分が有効か。
〈タ〉 § 40	▲サービス別、地理区分別にUNE提供義務を定めることの当否。規制の正確性と行政側の負担のバランス。

2. 設備及び能力の違いに配慮に配慮した規制

■表14：FCC01-361によるUNEの三年目見直し (triennial review) 意見招請項目 (C.2.)

〈チ〉 § 41	▲次のような設備の属性に応じてUNE提供義務を定めるべきか、否か。 ・伝送設備の回線容量 ・市内専用設備と、市内・長距離兼用設備の別 ・回線交換設備とパケット交換設備の別 ・その他
-------------	--

3. 顧客のタイプ又は要請側事業者の違いに配慮に配慮した規制

■表15：FCC01-361によるUNEの三年目見直し (triennial review) 意見招請項目 (C.3.)

〈ツ〉 § 43	▲要請側事業者 (CLEC等) がターゲットとする顧客層に応じてUNE提供義務を定めうべきか、否か。そのような定義は1996年電気通信法第251条 (C) 項 (3) の「非差別的提供」の要請に反しないか。 ・住宅顧客と企業顧客の別 ・顧客の回線数の違い
〈テ〉 § 44	ILECは、スペシャルアクセスを多用してネットワークを構築している移動体電話事業者に対してUNE提供を義務づけられるのは不合理である、と主張している (収入減少)。 ▲要請側事業者 (CLEC等) のタイプに応じてUNEの提供義務を定めるべきか、否か。 ▲スペシャルアクセスや他のタリフサービスはUNEの代替物として考慮されるべきか、否か。



4. 市場競争の進展、技術革新に応じたUNE提供義務の変更

■表16：FCC01-361によるUNEの三年目見直し (triennial review) 意見招請項目 (C. 4.)

〈ト〉 § 46	<p>▲特定のUNE提供義務を時限的なものとするができるか、あるいはすべきか、否か。</p> <p>▲その他のUNE提供義務の終了条件。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争の進展（当該地域でサービスを提供する事業者が4社を超えた場合、など） ・要請側事業者（CLEC等）のユーザー数の増加（ひとつの局に収容する顧客数が一定数を超えた場合、UNE-P（UNEプラットフォーム=UNEコンビネーション）の提供義務を廃止し、CLEC自社設備移行を促す、など） ・ILECの設備の変更（回線切替の自動化がなされない状況ではUNE-P提供義務を制限する、など）
-------------	---

D. 個別UNEの再考

1. ループ、サブループ及びネットワークインターフェイス機器

■表17：FCC01-361によるUNEの三年目見直し (triennial review) 意見招請項目 (D. 1.)

〈ナ〉 § 48	▲ループ、サブループ、ネットワークインターフェイス機器のそれぞれの（伝送）機能をまるまるUNEとして提供することを今までどおり義務づけるべきか、否か。
〈ニ〉 § 49	▲ループ、サブループ、ネットワークインターフェイス機器はUNEとして一体化すべきか、否か。或いはある帯域以下のもの、特定サービスのものだけを一体化すべきか、否か。
〈ヌ〉 § 50	<p>▲（SBCのProject Prontoのような）新世代ネットワークに対するアンバンドル義務の在り方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光ファイバー区間（局～遠隔端局）と銅線区間（端局～加入者）の扱いは異なるべきか、否か。 ・新世代のループと既存のループはUNE提供義務も異なるべきか、否か。 ・新世代ネットワークが既存ネットワークにオーバーレイされた場合、要請側事業者はどこまで既存ネットワークの使用を認められるべきか。
〈ネ〉 § 51	▲ループの提供義務はサービス、地域、又は基本サービスか先進的／広帯域サービスかによって異なるべきか、否か。
〈ノ〉 § 52	▲DS-1（=1.544Mbps）以上の広帯域ループのUNE提供義務の継続は妥当か、否か。

2. ループの高周波成分

■表18：FCC01-361によるUNEの三年目見直し (triennial review) 意見招請項目 (D. 2.)

〈ハ〉 § 53	<p>▲Line Sharing（※）実現のため、ループの高周波成分をUNEとする現在の措置は継続すべきか、否か。</p> <p>（※）現用ループ上で競争的地域事業者（CLEC）がxDSLを提供すること。低周波成分はILECの電話サービスに使われる。相互接続差戻し裁定（FCC99-238「UNE Remand Order」）で可能になった。</p>
〈ヒ〉 § 54	<p>▲Line Splitting（※）は実現の必要があるか、否か。</p> <p>（※）ループの低周波成分（音声用）と高周波成分（xDSL等用）をそれぞれ別の競争的地域事業者（CLEC）等に提供すること。ILECの強い反対があり、相互接続差戻し裁定（FCC99-238「UNE Remand Order」）で提供義務が否定された。</p>





3. 交換機能

■表19：FCC01-361によるUNEの三年目見直し (triennial review) 意見招請項目 (D. 3.)

<フ> § 55	▲交換機能の定義は現状のままでよいか、否か。
<ヘ> § 56 57	相互接続差戻し裁定 (FCC99-238 「UNE Remand Order」) は、主要50都市 (Metropolitan Statistical Area) のZone 1地域において、4回線以上を契約している加入者に対し、競争的地域事業者 (CLEC) 等が提供するサービスのために、UNEを提供することをILECに対し免除した (ただし、競争的地域事業者 (CLEC) の求めにより当該加入者に関するEELを提供することが免除の条件)。この免除は、上位50MSAに少なくとも3以上のCLEC交換機が配備されているとのデータに基づくものだったが、その後、それらの交換機が公衆へのサービス提供を考えた時十分な機能を持っていないとの指摘もなされている。 ▲現在の免除は妥当か、否か。あるいは何らかの別の基準を採用して継続されるべきか、否か。 ▲免除の条件であるEELの提供義務は妥当か、否か。
<ホ> § 61	▲パケット交換機能への限定的アクセスを維持すべきか、否か。
<マ> § 62	▲新世代ネットワークに適合するようにDSLAMの定義を変更すべきか、否か。

4. 局間伝送設備

■表20：FCC01-361によるUNEの三年目見直し (triennial review) 意見招請項目 (D. 4.)

<ミ> § 61	▲局間伝送のUNEに関する現在の定義は妥当か、否か。 ▲局と移動体電話事業者のセルサイトの間の伝送はUNEとみなされるべきか、否か。
<ム> § 62	▲局間伝送のUNEについて、地理又は容量別に異なる提供義務を課すことは妥当か、否か。 ▲現在スペシャルアクセスに大きく依存している移動体電話事業者が利用可能な局間伝送UNEの代替物は、他のタイプの事業者よりも少ないのか。
<メ> § 63	FCC99-370 (「Supplemental Order」) とFCC00-183 (「Supplemental Order Clarification」) で禁止された (長距離事業者 (IXC) による) スペシャルアクセスのUNE転換について。 ▲一時金等設定や転換ガイドライン設定等により禁止を解除することは妥当か、否か。
<モ> § 63	相互接続差戻し裁定 (FCC99-238 「UNE Remand Order」) はSONETリングによる伝送をUNEとして義務づけたにもかかわらず、一部のILECは義務がないと解釈して実際に提供を拒否している。 ▲SONETリングによる伝送はUNEとしてどの程度提供が義務づけられるべきか。

(表注) 原告告示は、62の次のパラグラフでパラグラフ番号が61に戻っているためパラ61~62が二度登場する。さらにパラ63の次のパラグラフでも再度63が使われている。



5. その他のネットワーク要素

■表21：FCC01-361によるUNEの三年目見直し (triennial review) 意見招請項目 (D. 5.)

〈ヤ〉 § 64	▲OSSのUNEは引き続き必要か、否か。その現在の定義は妥当か、否か。
〈ユ〉 § 65	▲信号網のUNEは引き続き必要か、否か。その現在の定義は妥当か、否か。
〈ヨ〉 § 66	▲OSSのUNEにおける「通話関連 (call-related) データベース」機能をよりサービス別に分け (911、E911、フリーダイヤル等)、それぞれ個別にUNE提供義務を考慮すべきか、否か。
〈ラ〉 § 67	OSSのUNEにおける「オーダー対応 (pre-ordering)」機能の内容をFCCが具体的にしなかったため、現状では、どのILECも、特定ループの状態に関する情報 (タイプ、xDSLサービスへの利用可能性、等) を、要請側事業者 (CLEC等) に事前 (オーダー前) に提供していない。 ▲OSSのUNEにおける「オーダー対応 (pre-ordering)」機能の一部として、特定ループの状態に関する情報提供を義務づけるべきか、否か。

6. アンバンドリングに関する一般的事項

■表22：FCC01-361によるUNEの三年目見直し (triennial review) 意見招請項目 (D. 6.)

〈リ〉 § 68	FCCは、1996年電気通信法第251条における「非差別的 (nondiscriminatory)」は1934年通信法第202条 (差別及び優遇) よりも強い非差別性を要請しているものと解釈し、かつ、第251条における「just」「reasonable」は「実効性ある競争機会を提供するような (provide meaningful opportunity to compete)」を意味すると解釈し、「すべての技術的に実行可能なネットワーク要素へのアクセス」をILECに義務づけている。 ▲上の法令の解釈に立った上で別の (より狭い?) 義務づけの在り方は考え得るか、否か。
〈ル〉 § 69	▲競争的地域事業者 (CLEC) 等が一顧客に対して提供するサービスについて、UNE提供義務 (1996年電気通信法第251条 (c) 項 (3) 及び (d) 項 (2)) と再版義務 (同 (b) 項 (1) 及び (c) 項 (4)) の双方を、同時に、ILECに適用すべきか、否か (line splittingにより同一回線で音声サービスとxDSLサービスを同時に提供する場合、など)。 ▲UNEとアクセスサービスの結合を認めるべきか、否か。
〈レ〉 § 70	FCC00-183 (「Supplemental Order Clarification」) で、FCCは、競争的地域事業者 (CLEC) 等に対し、UNEループとILECのタリフベースサービス又はスペシャルアクセス回線を結合することを禁じた。 ▲UNEとアクセスサービスの結合を一般的に禁止すべきか、否か。或いは禁止を解除すべきか、否か。
〈ロ〉 § 71	FCC00-183 (「Supplemental Order Clarification」) で、FCCは、スペシャルアクセス回線のUNE (EEL) 転換を禁じたが、長距離事業者 (IXC) 又は競争的地域事業者 (CLEC) がEELを利用してサービスを提供しようとする加入者に対し「significant amount」の市内サービスを提供している場合を禁止対象外とした。 ▲この適用除外は妥当か、否か。スペシャルアクセス回線のトラヒックを市内化する上で効果があったか、否か。一体実際にUNEに転換されたスペシャルアクセス回線はあるのか、否か。
〈ワ〉 § 72	▲1996年電気通信法第271条 (ベル系運用会社のLATA間サービスへの参入) (c) 項 (2) (B) のいわゆるチェックリストに掲げられた項目は、第251条 (c) 項及び (d) 項に基づくUNEの定義に、厳格に反映されるべきか、否か。
〈あ〉 § 73	●1996年電気通信法第251条 (c) 項及び (d) 項に基づいてUNE提供義務を課すのではなく、1934年通信法第201条 (サービス及び料金) 及び第202条 (差別及び優遇) に基づいて広帯域サービスの普及促進を図ることは可能か、否か。
〈い〉 § 74	2000年7月18日の連邦第8巡回 (控訴) 裁判所により無効とされた47 C.F.R. 51.311 (c) 項 (ILECが自身に提供する場合よりも優れた品質でUNEを提供することを義務づけ) について。 ▲どのような場合に「優れた (superior)」ということが出来るか。



●米国

E. 州当局の役割再考

■表23：FCC01-361によるUNEの三年目見直し (triennial review) 意見招請項目 (E.)

<う> § 75 § 76	州当局は現在FCCが定義したUNE項目 (national list) の変更を認められているが、州ごとにUNE項目が異なることが事業遂行の障害となっている面は否めない。 ▲州当局によるUNE項目の追加、削除、変更権限はどの程度認められるべきか。 ▲FCCは州当局のためのガイドラインを設定すべきか、否か。
---------------------	---

F. 施行上の問題

■表24：FCC01-361によるUNEの三年目見直し (triennial review) 意見招請項目 (F.)

<え> § 77 § 79	▲相互接続差戻し裁定 (FCC99-238 「UNE Remand Order」) で採用された3年の見直しサイクルは妥当か、否か。 ▲既存サービスのUNEへの転換等に伴う収益上のインパクトをどのように考慮すべきか。
---------------------	---

(古閑 裕朗)

<出典・参考文献>

Code of Federal Regulations

FCC96-325 「First Report and Order, in the Matter of Implementation of the Local Competition Provisions of the Telecommunications Act of 1996 (CC Docket 96-98) , interconnection between local exchange carriers and Commercial Mobile Radio Service Providers (CC Docket 95-185) 」 (1996年8月1日採択、同年同月8日発出)

FCC99-238 「Third Report and Order and Forth Further Notice of Proposed Rulemaking, in the Matter of Implementation of the Local Competition Provisions of the Telecommunications Act of 1996 (CC Docket 96-98) 」 (1999年9月15日採択、同年11月5日発出)

FCC99-370 「Supplemental Order, in the Matter of Implementation of the Local Competition Provisions of the Telecommunications Act of 1996 (CC Docket 96-98) 」 (1999年11月24日採択、同日発出)

FCC00-183 「Supplemental Order Clarification, in the Matter of Implementation of the Local Competition Provisions of the Telecommunications Act of 1996 (CC Docket 96-98) 」 (2000年5月19日採択、同年6月2日発出)

FCC99-238 「Third Report and Order and Forth Further Notice of Proposed Rulemaking, in the Matter of Implementation of the Local Competition Provisions of the Telecommunications Act of 1996 (CC Docket No. 96-98) 」 (1999年9月15日採択、同年11月5日発出)

FCC01-361 「Notice of Proposed Rulemaking, in the matter of, Review of the section 251 unbundling obligations of incumbent local exchange carrier (CC Docket 01-338) , implementation of the local competition provisions of the Telecommunications Act of 1996 (CC Docket 96-98) , and deployment of wireline services offering advanced telecommunications capability (CC-Docket 98-147) 」 (2001年12月12日採択、同年同月20日発出)

FCC02-33 「Third Report, Report, in the Matter of Inquiry Concerning the Deployment of Advance Telecommunications Capabilities to All Americans in a Reasonable and Timely Fashion, and Possible Steps in Accelerate Such Deployment Pursuant to Section 706 of the Telecommunications Act of 1996 (CC Docket 98-146) 」 (2002年2月6日採択、同日発出)

FCC02-42 「Notice of Proposed Rulemaking, in the Matter of Appropriate Framework for Broadband Internet over Wireline Facilities (CC Docket No. 02-33) , Universal Service Obligations of Broadband Providers, Computer III Further Remand Proceedings : Bell Operation Company Provision of Enhanced Services ; 1998 Biennial Regulatory Review - Review of Computer III and ONA Safeguards and Requirements (CC Dockets No. 95-20, 98-10) 」 (2002年2月14日採択、同年同月15日発出)

FCC02-77 「Declaratory Ruling and Notice of Proposed Rulemaking in the Matter of Inquiry Concerning High-Speed Access to the Internet Over Cable and Other Facilities (GN Docket No. 00-185) , Internet Over Cable Declaratory Ruling, Appropriate Regulatory Treatment for Broadband Access to the Internet Over Cable Facilities (CS Docket No. 02-52) 」 (2002年3月1日採択、同年同月15日発出)



KDDI RESEARCH

■表25：関連連邦規則 (C. F. R. :Code of Federal Regulations) の規定

●47 C. F. R. 51.307 (Duty to provide access on an unbundled basis to network elements)

(a)	ILECは、電気通信サービスの提供のために (UNE又はUNEへのアクセスを) 要請する電気通信事業者 (以下「要請側電気通信事業者」と言う) に対し、あらゆる技術的に実施可能な点において、アンバンドルベースのネットワーク要素への非差別的なアクセスを、あらゆる合意又は1996年電気通信法第251条及び252条 (47 U. S. C. 252) 並びにFCC規則に定める条件に従い正当 (just)、合理的 (reasonable) かつ非差別的 (nondiscriminatory) な提供条件で、提供しなければならない。
(b)	1996年電気通信法第251条 (c) 項 (3) に基づくUNE提供義務には、1996年電気通信法第251条 (c) 項 (2) 又は本part (47 C. F. R. part 51) に基づく相互接続義務とは独立に、UNEへの接続を提供する義務を含む。
(c)	ILECは、要請側電気通信事業者に対して、UNEとその全性能 (feature)、機能 (functions) 及び能力 (capabilities) を、当該ネットワーク要素を用いて提供可能なあらゆる電気通信サービスを提供することを許すような方法で、提供しなければならない。
(d)	ILECは、要請側電気通信事業者に対して、要請のあったネットワーク要素の設備又は機能を、他のネットワーク要素への設備又は機能とは切り離して別に、別の料金で、提供しなければならない。
(e)	ILECは、要請側電気通信事業者がUNEへのアクセスを行うために十分なだけの、(ILEC自身の) ネットワークに関する情報を、本条の求めるところに従い、要請側電気通信事業者に提供しなければならない。

●47 C. F. R. 51.309 (Use of unbundled basis to network elements)

(a)	ILECは、要請側電気通信事業者が、UNEの要請又は使用に制限、限定又は要求を付すことで、要請側電気通信事業者がその望む形で電気通信サービスを提供する能力を損なってはならない。
(b)	UNEへのアクセスを購入した電気通信事業者は、加入者に長距離サービスを提供するため、当該UNEを用いて自身への交換サービスを提供することができる。
(c)	アンバンドルされたネットワーク設備へのアクセスを購入した電気通信事業者は、一定期間、当該設備の排他的使用権を付与される。或いは、設備の性能 (feature)、機能 (functions) 又は能力 (capabilities) へのアクセスを購入した場合には、一定期間、当該性能、機能又は能力の使用権を付与される。電気通信事業者によるUNEの購入は、当該UNEの維持 (maintenance)、修繕 (repair) 又は置換 (replacement) の義務をILECに免除するものではない。

●47 C. F. R. 51.311 (Nondiscriminatory access to unbundled network elements)

(a)	ILECが要請側電気通信事業者に提供するUNE及びUNEへのアクセスの品質は、本条 (c) 項に掲げる場合を除き、当該ネットワーク要素へのアクセスを要請するすべての電気通信事業者に対して同等でなければならない。
(b)	本条 (c) に掲げる場合を除き、技術的に実行可能な限りにおいて、ILECが要請側電気通信事業者に提供するUNE及びUNEへのアクセスの品質は、ILECが自分自身に提供する場合と少なくとも品質的に同等でなければならない。もしILECがこの要請を満たすことができなかった場合、ILECは、要請されたUNE又はUNEへのアクセスをILECが自身に提供する場合と同等の品質水準で提供することが、技術的に実行可能ではないことを州当局に対して証明しなければならない。





●米国

(c)	技術的に実行可能な限りにおいて、ILECが要請側電気通信事業者に提供するUNE及びUNEへのアクセスの品質は、要請により、ILECが自分自身に提供する場合よりも品質的に優れていなければならない。もしILECがこの要請を満たすことができなかった場合、ILECは、要請されたUNE又はUNEへのアクセスをILECが自身に提供する場合より優れた品質水準で提供することが、技術的に実行可能ではないことを州当局に対して証明しなければならない。本条の規定は、ILECが、要請側電気通信事業者の単独の要請により、品質において劣る相互接続サービスを提供することを妨げるものではない。
(d)	特定のネットワークポイントにおける特定設備によるUNEへのアクセスの成功は、実質的に同等の設備を採用するネットワークの、同じポイント又は実質的に同等のポイントにおけるアクセスが技術的に実行可能であることの実質的証拠となる。同一インターフェイス又はプロトコル標準の堅持は、ネットワーク設備の実質的同等性の証左となる。
(e)	特定のネットワークポイントにおける特定の品質レベルによるUNEへのアクセスの成功は、当該品質レベルによる、同じポイント又は実質的に同等のポイントにおけるアクセスが技術的に実行可能であることの実質的証拠となる。

●47 C. F. R. 51. 313 (Just, reasonable and nondiscriminatory terms and conditions for the provision of unbundled network elements)

(a)	ILECがUNEを提供する際の提供条件は、すべての要請側電気通信事業者に対して同じように適用されなければならない。
(b)	可能な場合、ILECがUNEを提供する際の提供条件は、UNE提供に要する期間を含め、しかしそれに限定されず、ILECが当該UNEを自分自身に提供する場合の提供条件と、最低限同等でなければならない。
(c)	ILECは、UNEへのアクセスを購入した電気通信事業者に対して、ILECのOSS (Operations Support Systems) のオーダー対応 (pre-ordering)、オーダー処理 (ordering)、導入準備 (provisioning)、維持 (maintenance) 及び修繕 (repair) 並びに課金 (billing) 機能を提供しなければならない。

●47 C. F. R. 51. 315 (Combination of unbundled network elements) (UNEコンビネーション)

(a)	ILECは、UNEの利用を求める電気通信事業者が、自身の電気通信サービスを提供するために当該UNEを結合させることを許すような方法で、UNEを提供しなければならない。
(b)	特に要望がない限り、ILECは、 <u>自身が結合して使用しているUNE</u> を分割してはならない。
(c)	ILECは、もし仮に自身のネットワークの中で通常は結合して使用されていないUNEであっても、要請があり、かつ、以下の条件を満たす場合には、あらゆる態様で当該UNEを結合する機能を提供しなければならない。 (1) そのようなUNEコンビネーションが技術的に実現可能であること (2) 他の事業者によるUNEの利用又はILECのネットワークへの相互接続を妨げないこと
(d)	ILECは、要請により、UNEの利用を求める電気通信事業者が所有するネットワーク要素 (機器) とUNEとを、あらゆる技術的に実現可能な態様で結合する機能を提供しなければならない。
(e)	前掲 (c) 項 (1) 又は (d) の理由によりUNEコンビネーションの要請を拒否したILECは、請求されたUNEコンビネーションが技術的に可能でないことを、州当局に対し証明しなければならない。
(f)	前掲 (c) 項 (2) の理由によりUNEコンビネーションの要請を拒否したILECは、請求されたUNEコンビネーションが他の事業者によるUNEの利用又はILECのネットワークへの相互接続を妨げ得ることを、州当局に対し証明しなければならない。



KDDI RESEARCH

●47 C. F. R. 51.317 (Standards for requiring the unbundling of network elements)

(a)	<p>【私有財産的な (proprietary) ネットワーク要素】 ILECが、特許、著作権又は商業秘密法によって保護された企業秘密又は機能 (functionalities) を開発するために資源を投入してきたことを示すことができた場合には、当該ネットワーク要素は私有財産的であるとみなされる。FCCは、私有財産的なネットワーク要素が、1996年電気通信法第251条 (c) 項 (3) の目的のために利用されるべきか否かを判断するため以下の分析を行う。</p> <p>(1) 当該ネットワーク要素へのアクセスは必要 (necessary) か否かの判断。要請側電気通信事業者自身による手配 (provisioning) 又は第三者からの代替物の購入を含め、ILECネットワーク外の代替要素の利用可能性を考慮してもなお、当該ネットワーク要素にアクセスできないことが、電気通信事業者が提供したいと考えるサービスの提供を妨害する (preclude) 場合、当該ネットワーク要素は「必要」であると考えられる。この場合、FCCは、本条 (c) 項に掲げる要因に関する考察に従って、当該私有財産的なネットワーク要素のアンバンドル化を要請することができる。</p> <p>(2) 当該ネットワーク要素へのアクセスが「必要」でないと考えられた場合であっても、FCCは、本条 (c) 項に掲げる要因に関するすべての考察に従って、アンバンドル化を要請することができる。</p> <p>(i) ILECが私有財産性を付加するため、当該ネットワーク要素に限定的な改修を施していた場合</p> <p>(ii) 私有財産的である情報又は機能が、要請側電気通信事業者のサービスとILECのサービスを、本来的に差別化するものではない場合</p> <p>(iii) 当該要素にアクセスできないことが、1996年電気通信法の目標を危うくする場合</p>
(b)	<p>【非私有財産的な (non-proprietary) ネットワーク要素】 FCCは、非私有財産的なネットワーク要素が、1996年電気通信法第251条 (c) 項 (3) の目的のために利用されるべきか否かを判断するため以下の分析を行う。</p> <p>(1) 当該ネットワーク要素にアクセスできないことが、電気通信事業者が提供したいと考えるサービスを提供する能力を損なう (impair) か否かの判断。要請側電気通信事業者自身による手配 (provisioning) 又は第三者からの代替物の購入を含め、ILECネットワーク外の代替要素の利用可能性を考慮してもなお、当該ネットワーク要素にアクセスできないことが、電気通信事業者が提供したいと考えるサービスの提供能力を物理的に減少させる (materially diminish) 場合、当該サービス提供能力は「損なわれた」と考えられる。FCCは、ILECネットワーク外の代替要素が、要請側事業者が当該代替要素を利用してサービスを提供できるような形で利用可能かどうか、状況を総合的に考慮した上で判断する。要素にアクセスできないことが要請側事業者のサービス提供能力を「損なう」と判断した場合、FCCは、本条 (c) 項に掲げる要因に関する考察に従って、当該ネットワーク要素のアンバンドル化を要請することができる。</p> <p>(2) ネットワーク要素にアクセスできないことが、要請側事業者のサービス提供能力を物理的に減少させるかどうかを考慮するに際し、FCCは、その市場における代替物が、現実的、経済的かつ運用的にどの程度利用可能であるかを考慮する。FCCは、その判断に際し以下の要因 (factors) に依拠する。</p> <p>(i) 費用 (cost)。代替物を使用した場合に発生するすべての費用</p> <p>(ii) 適時性 (timeliness)。市場参入又は顧客層の拡大に要する時間を含む</p> <p>(iii) 品質 (quality)。</p> <p>(iv) 遍在性 (ubiquity)。</p> <p>(v) ネットワーク運用への影響 (impact)</p> <p>(3) 本規則に基づきアンバンドル化を要請するあらゆるネットワーク要素について判断するに際し、FCCはさらに、次の追加的要因 (factors) を考慮する。</p> <p>(i) 当該ネットワーク要素のアンバンドル化が、競争のすばやい浸透を促進するか</p> <p>(ii) 当該ネットワーク要素のアンバンドル化が、設備ベース競争、投資及び技術革新を促進するか</p> <p>(iii) 当該ネットワーク要素のアンバンドル化が、規制を削減するか</p> <p>(iv) 当該ネットワーク要素のアンバンドル化が、要請側事業者に、要素の利用に関する予見可能性を与えるか</p> <p>(v) 当該ネットワーク要素のアンバンドル化は、行政制度として現実的か</p> <p>(4) ILECが、47 C. F. R. 51.311及び1996年電気通信法第251条 (c) 項 (3) に従って、或いは47 C. F. R. 51.319又は他のいかなる適用可能な規則の下に、ネットワーク要素への非差別的アクセスを求められている場合、いかなる州当局も、そのようなアクセスを否定する判断を行うことはできない。州当局は、UNEの追加を考慮するに際し、本条に掲げる基準を満たさなければな</p>



らない。州当局が、本条に基づきアンバンドル化を求めたいかなるネットワーク要素についても、州当局は、のちに至って、本規則の定めるところに従い、当該ネットワーク要素のアンバンドル化がもはや不要であると決定する権限を保持する。

●47 C. F. R. 51. 319 (Specific unbundling requirements)

(a)	<p>【ローカルループ及びサブグループ】 ILECは、47 C. F. R. 51. 311及び1996年電気通信法第251条 (c) 項 (3) に基づき、ILECが所有する内部配線を含むローカルループ及びサブグループへの非差別的アクセスを、アンバンドルベースで、電気通信サービスの提供のために (それを) 要請するすべての電気通信事業者に対して提供しなければならない。</p> <p>(1) ローカルループ (ネットワーク要素) (2) サブグループ (i) 内部配線 (ii) 技術的実行可能性 (iii) 立証義務の転換 (iv) コロケーション (v) 相互接続点 (3) ラインコンディショニング ILECは、本条に基づきアンバンドル化が要請された回線を、ILEC自身が当該ループにおいて先進的サービスを提供しているか否かに関わりなく、しかるべく調整しなければならない。</p> <p>(i) ラインコンディショニングとは、xDSLサービスを含む高速交換加入者線電気通信性能を提供するループの性能を減少させる可能性のある機器の当該ループからの撤去を意味する。 (ii) ILECは、ラインコンディショニングに要する費用を、1996年電気通信法第252条 (47 U. S. C. 252) (d) 項 (1) に基づくフォワードルッキングな料金基準に沿って、要請側電気通信事業者から回収することができる。 (iii) ILECは、ラインコンディショニングに要する費用を、一時費用に関する47 C. F. R. 51. 507 (e) 項の定めに従い、要請側電気通信事業者から回収することができる。 (iv) ILECは、技術的に可能な限り、調整された回線の機能及び性能等を、音声伝送機能に限定せずテストし、障害を報告しなければならない。</p>
(b)	<p>【ネットワークインターフェイス機器】 ILECは、47 C. F. R. 51. 311及び1996年電気通信法第251条 (47 C. F. R. 251) (c) 項 (3) に基づき、電気通信サービスの提供のために要請するすべての電気通信事業者に対し、アンバンドルベースでネットワークインターフェイス機器を提供しなければならない。ネットワークインターフェイス機器ネットワーク要素とは、エンドユーザー顧客の宅内配線と配線設備の相互接続する手段を指す (当該目的に使用されるクロスコネクト等) 。</p>
(c)	<p>【交換機能】 ILECは、ILECは、47 C. F. R. 51. 311及び1996年電気通信法第251条 (47 U. S. C. 251) (c) 項 (3) に基づき、電気通信サービスの提供のために要請するすべての電気通信事業者に対し、市内回線交換性能、市内タンデム交換性能へのアンバンドルベースの非差別的アクセスを、47 C. F. R. 51. 319 (c) 項 (1) (B) に定める場合を除き、提供しなければならない。ILECは、47 C. F. R. 51. 311及び1996年電気通信法第251条 (47 C. F. R. 251) (c) 項 (3) に基づき、電気通信サービスの提供のために要請するすべての電気通信事業者に対し、パケット交換性能へのアンバンドルベースの非差別的アクセスを、47 C. F. R. 51. 319 (c) 項 (3) (B) に定める場合に限り、提供しなければならない。</p> <p>(1) (i) タンデム交換機能を含む市内交換性能 (ii) 回線側設備 (ループのMDF終端と交換機カード間の接続等) (iii) トランク側設備 (トランク側クロスコネクト終端と交換機カード間の接続等) (iv) 以下を含む (しかし以下に限定されない) その他の交換機の機能及び性能等 (A) 回線と回線、回線とトランク、トランクとトランクを接続する基礎的な交換機能。ILECが顧客に提供する、電話番号、電話帳掲載、ダイヤルトーン等の基礎的性能。 (B) その他の、呼び出し、市内エリア信号サービス、セントレックス、交換機によって提供される技術的に可能なカスタマイズされたルーティング機能等。</p>



- (B) その他の、呼び出し、市内エリア信号サービス、セントレックス、交換機によって提供される技術的に可能なカスタマイズされたルーティング機能等。
- (2) 市内回線交換をアンバンドルするILECの一般的義務に拘わらず、要請側電気通信事業者が4回線以上の音声級 (DS0) 相当回線を有するエンドユーザーに対してサービスを提供する場合、ILECの市内回線交換機が (i) (ii) に示す地域に位置し、かつ「ILECがアンバンドルされたループと伝送の組み合わせ (Enhanced Extended Link) として知られる) への非差別的アクセスを提供する限りにおいて、人口密度ゾーン1全体で市内回線交換をアンバンドルすることを求められない。
- (i) 「Third Report and Order and Fourth Further Notice of Proposed Rulemaking in CC Docket 96-98」付録Bに定める上位50MSA (Metropolitan Statistical Area) であって
- (ii) 1999年1月1日に定められた47 C.F.R. 69.123に定める人口密度ゾーン1の地域
- (3) 市内タンデム交換性能
- (i) トランク間接続設備
- (ii) トランクをトランクと接続する基礎的な交換トランク機能
- (iii) タンデム交換機の中心的機能 (通話記録、信号転換機能等)
- (4) パケット交換性能
- (i) パケット交換性能とは、パケット、フレーム、セル又はその他のデータ単位に格納されるアドレス又はルーティング情報に基づく、基礎的な、パケット、フレーム、セル又はその他データ単位をルーティング又は送出するパケット交換機能であって、DSLAM (Digital Subscriber Line Access Multiplexer) によって提供される次の機能を含むものである。
- (ii) 顧客の銅線ループを終端させる能力 (低周波域の音声チャンネルと高周波域のデータチャンネル、又は高周波域のデータチャンネルのみ、等)
- (iii) もし音声チャンネルがあればそれを一乃至複数の回線交換機に送出する能力
- (iv) ループ上のチャンネルからデータ単位を抽出する能力
- (v) 複数のループからのデータ単位を一乃至複数のパケット交換機につながる一乃至複数のトランク上に合成する能力
- (5) ILECは、次に掲げる条件が満たされる場合に限り、アンバンドルされたパケット交換機能への非差別的アクセスを提供するよう求められる。パケット交換に関する本条の要請は2000年5月17日まで有効とはならない。
- (i) ILECがデジタルループ伝送システムを採用した場合 (integrated digital loop carrier, universal digital loop carrier systems 又はその他の銅線配線区間の一部 (収容局とリモート端局又は舗道縁石等の間等) を光ファイバーで置換したすべてのシステム、等)
- (ii) 要請側事業者が提供したいと考えるxDSLサービスを提供することができる、予備の銅線ループがない場合
- (iii) ILECが、要請側事業者に対し、リモート端局、舗道縁石その他の相互接続点にDSLAMを設置することを認めていない場合、又は、これらのサブループ相互接続点において本条 (b) 項に定めるような実質コロケーションの扱いを認めていない場合
- (iv) ILECが自信の使用のためにパケット交換性能を設置している場合
- (d) 【局間伝送設備】
ILECは、47 C.F.R. 51.311及び1996年電気通信法第251条 (47 U.S.C. 251) (c) 項 (3) に従い、電気通信サービスを提供するあらゆる要請側事業者に対し、局間伝送設備への非差別的かつアンバンドルベースのアクセスを提供しなければならない。光ファイバー伝送に関する本条の要請は2000年5月17日まで有効とはならない。
- (1) 局間伝送設備ネットワーク要素は以下を含むものである。
- (i) 専用伝送、DS1、DS3陶を含む技術的に可能なすべての容量関連サービスを含む、ILEC伝送設備であって、特定の顧客、又は、ILEC又は要請側電気通信事業者の中央局又は交換機間に電気通信を提供するもの
- (ii) ダークファイバー伝送
- (iii) 共用伝送 (ILECを含む複数の事業者で共用する局間伝送)
- (2) ILECは、
- (i) 要請側電気通信事業者に対し、特定の顧客又は事業者専用の伝送設備、又は、二以上の顧客又は事業者により共用される局間伝送設備の機能及び性能の排他的使用を認めなければならない。
- (ii) 要請側電気通信事業者が電気通信サービスの提供に利用することができる、すべての技術的に実現可能な伝送設備、機能及び性能を提供しなければならない。
- (iii) 要請側電気通信事業者に対し、技術的に実現可能な範囲において、



	<p>当該事業者自信のコロケーション設備を含め、当該事業者によって指定された機器にかかる局間設備を接続することを認めなければならない。</p> <p>(iv) 要請側電気通信事業者に対し、技術的に実現可能な範囲において、ILECが長距離事業者（IXC）に対して提供する場合と同様の在り方で、ILECのデジタルクロスコネクトによって提供される機能を取得することを認めなければならない。</p>
(e)	<p>【信号網及び通話関連データベース】 ILECは、47 C.F.R. 51.311及び1996年電気通信法第251条（47 U.S.C. 251）（c）項（3）に従い、電気通信サービスを提供するあらゆる要請側事業者に対し、信号網、通話関連データベース及びサービス管理システムへの非差別のかつアンバンドルベースのアクセスを提供しなければならない。</p> <p>(1) 信号網には信号リンク及び信号伝送点（STP）が含まれる。</p> <p>(i) 要請側電気通信事業者がアンバンドルされた交換性能をILECから購入した時、ILECは、自身がアクセスを取得する場合と同様の在り方で、当該交換機からのアクセスを提供しなければならない。</p> <p>(ii) ILECは、要請側電気通信事業者に対して、当該事業者の各交換機のために、ILEC信号網への自身の交換機からのアクセスを提供しなければならない。この接続は、ILECが自身の交換機をSTPに接続する場合と同様の在り方で行われなければならない。</p> <p>(2) 通話関連データベース 通話関連データベースとは、課金、収納並びに伝送、ルーティング又はその他の電気通信サービスの提供のために信号網において使用される、OSS（operation support system）以外のデータベースを言う。</p> <p>(i) 交換機の問合せとデータベースによる回答のために、ILECは、アンバンドルされたデータベースにつながるSTPへの物理的アクセスを介して、発信者名表示データベース、911番データベース、E911番（脚注）データベース、回線情報データベース、ツールフリーデータベース、番号ポータビリティデータベース等へのアクセスを提供しなければならない。発信者名表示データベース、911番データベース、E911番データベースに関する本条の要請は2000年5月17日まで有効とはならない。</p> <p>(ii) 通話関連データベースをアンバンドル化するILECの一般的義務に拘わらず、私有財産的扱いを求められる（知的所有権等が付随する）AIN（advanced Intelligent Network）プラットフォームにおいて生成されるサービスのアンバンドル化を求められることはない。</p> <p>(iii) ILECは、アンバンドルされた交換性能をILECから購入した要請側電気通信事業者に対し、自身が利用する場合と同様の在り方で、かつ、同じ信号リンクを通して、ILECのSCP（service control point）を利用することを認めなければならない。</p> <p>(iv) ILECは、自ら交換機を有し当該交換機とILECの信号網を接続している要請側電気通信事業者に対し、当該事業者が、自身の交換機によって顧客にいかなる通話関連データベースを利用するサービスを提供することも認めるような在り方で、ILECのSCPへのアクセスを取得することを認めなければならない。</p> <p>(v) ILECは、要請側電気通信事業者に対し、1996年電気通信法第222条（47 U.S.C. 222）の定めにかなうような方法で、通話関連データベースへのアクセスを提供しなければならない。</p> <p>(3) サービス管理システム</p> <p>(i) サービス管理システムとは、公衆交換網の一部ではないコンピュータデータベース又はシステムであって、以下のものを言う。</p> <p>(A) SCPに相互接続し、通話を処理、完了するためにネットワーク交換機が必要とする情報及び通話処理指示を、SCPに送出するもの</p> <p>(B) 電気通信事業者に、通話の処理及び完了に関するデータの入力及び蓄積能力を提供するもの。</p> <p>(ii) ILECは、要請側電気通信事業者に対し、ILECのサービス管理システムへのインプットに関する情報を正確に入力し或いは入力のための形式を整えるために必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>(iii) ILECは、要請側電気通信事業者に対し、サービス生成環境を介して、自身に提供するのと同じ、AINベースサービスを設計、生成、テスト及び実用することへの同じアクセスを提供しなければならない。</p> <p>(iv) ILECは、要請側電気通信事業者に対し、1996年電気通信法第222条（47 U.S.C. 222）の定めにかなうような方法で、サービス管理システムへのアクセスを提供しなければならない。</p>
(f)	<p>【オペレータサービス及び番号案内】 ILECは、47 C.F.R. 51.311及び1996年電気通信法第251条（47 U.S.C. 251）（c）項（3）に従い、電気通信サービスを提供するあらゆる要請側事業者に対し、当該事業者にカスタマイズされたルーティング又は互換性のある信号</p>



	<p>プロトコルを提供していない場合に限り、オペレータサービス及び番号案内への非差別的かつアンバンドルベースのアクセスを提供しなければならない。</p>
(g)	<p>【オペレーションサポートシステム (OSS)】 ILECは、47 C.F.R. 51.311及び1996年電気通信法第251条 (47 U.S.C. 251) (c) 項 (3) に従い、電気通信サービスを提供するあらゆる要請側事業者に対し、OSSへの非差別的かつアンバンドルベースのアクセスを提供しなければならない。OSSとは、オーダー対応 (pre-ordering)、オーダー受付 (ordering)、オーダー処理 (provisioning)、維持 (maintenance) 及び修繕 (repair) からなる。ILECは、要請側電気通信事業者に対し、オーダー対応 (pre-ordering) 機能へのアクセス提供義務の一環として、ILECが利用可能なループに関する同じ詳細な情報への非差別的アクセスを提供しなければならない。ループの利用可能性に関する本条の規定は、2000年5月17日まで有効とはならない。</p>
(h)	<p>【ループの高周波成分】 (1) ループの高周波成分ネットワーク要素とは、アナログの回線交換音声伝送に使用される銅線ループ設備上の音声帯域よりも上の周波数帯域を言う。 (2) ILECは、47 C.F.R. 51.311及び1996年電気通信法第251条 (47 U.S.C. 251) (c) 項 (3) に従い、この規則の第51.230条を満たす電気通信サービスを提供するあらゆる要請側事業者に対し、ループの高周波成分への非差別的かつアンバンドルベースのアクセスを提供しなければならない。 (3) ILECは、要請側電気通信事業者がアクセスを求める特定のループにおいて自身がアナログの回線交換音声サービスを (継続的に) 提供している場合に限り、当該事業者に対しループの高周波成分へのアクセスを提供するものとする。 (4) ループ制御とスプリッタ機能 要請側電気通信事業者が、ループの高周波成分へのアクセスを獲得した場合において、ILECは、ループ並びにスプリッタ機器及び機能に対する制御を保つことができる。その場合においてILECは、要請側電気通信事業者に対し、当該事業者が本条に定めるループの高周波成分を使用して実用化しようとするいかなる伝送技術とも互換的なループ及びスプリッタ機能を、当該伝送技術が47 C.F.R. 51.230に従って実用可能と考えられる限りにおいて、提供しなければならない。 (5) ループの調整 (conditioning) (i) ILECは、要請側電気通信事業者について、47 C.F.R. 51.319条 (a) 項及び同条 (h) 項 (1) に従い、ループスペクトラムの高周波成分へのアクセスを可能にしなければならない。ILECがループ調整にかかる補償を要請側事業者から得ようとする場合、要請側事業者は、回線調整全体又はその一部を拒否することを認められる。かかる回線調整の拒否は、要請側事業者の当該ループの高周波成分へのアクセス権を消滅させない。 (ii) ループの調整が、ILECが現に当該ループにおいて提供している音声帯域サービスの品質を、ように低下させる場合、ILECは以下のいずれかの措置を取るものとする。 (A) 調整可能な他のループを見つけて自身の音声帯域サービスを当該ループに移行させ、要請側事業者に対し、代替ループの高周波成分へのアクセスを提供する。 (B) 当初のループが47 C.F.R. 51.233に定めるような音声帯域サービスの著しい品質低下を伴わずに調整することができないこと、及び、調整可能な或いはラインシェアリングを可能にするために顧客の音声帯域サービスを移行できるような、隣接する又は代替的な利用可能なループが存在しないことを、関連する州委員会に対し立証する。 (iii) 州委員会が、前項のILECの立証を受け入れた後、それに続けて、ILECが、当該ループ上で自身の顧客に対し先進的サービスを提供するためにループを調整することは、まず新たに調整されたループの高周波成分をいずれかの要請側事業者に対して利用可能にした上でなければ行ってはならない。 (6) digital loop carrier system ILECは、要請側事業者に対し、収容局におけると同様リモート端局においても、アンバンドル化されたループの高周波成分へのアクセスを、47 C.F.R. 51.319 (a) 項 (2) 及び (h) 項 (1) の定めに従って提供しなければならない。 (7) 維持、修繕及びテスト (i) ILECは、ループのテスト、維持及び修繕活動のため、競争事業者のコロケーションスペースへのクロスコネクタ又は標準化されたインターフェイスを介し、スプリッタにおける物理的ループテストアクセスポイントを非差別的に提供しなければならない。 (ii) 代替的な物理的アクセス方法を使用しようとするILECは、関連する委員会にその承認を求めることができるが、その際には、提案された手法が合理的かつ非差別的で要請側事業者がループ又はサービスのテスト、維持又は修繕する能力にハンディを与えるものでないことを示さなければならない</p>





●47 C. F. R. 51. 321 (Methods of obtaining interconnection and access to unbundled elements under section 251 of the Act)

(a)	本条 (e) 項に定める場合を除き、ILECは、本partの定めるところに従い正当、合理的かつ非差別的な提供条件で、電気通信事業者の要請により、技術的に実行可能な、特定点におけるUNEとの相互接続又はUNEへのアクセスを提供しなければならない。
(b)	技術的に実行可能な、特定点におけるUNEとの相互接続又はUNEへのアクセスには以下が含まれる。ただし必ずしもこれらに限定されない。 (1) ILEC局舎における物理的コロケーション又は実質コロケーション (2) 中間点相互接続協定
(c)	以前の、成功した、特定局舎又はILECのネットワーク内の特定点におけるUNEとの相互接続又はUNEへのアクセス (の存在) は、実質的に同等のネットワーク局舎又は点の場合にもそのような方法が技術的に実行可能であることの証左となる。
(d)	ILECのネットワーク上のUNEとの相互接続又はUNEへのアクセスを得るための特定の要請を拒否したILECは、要請されたUNEとの相互接続又はUNEへのアクセスが技術的に実行可能でないことを州当局に対して証明しなければならない。
(e)	ILECは、ILEC局舎におけるUNEとの相互接続又はUNEへのアクセスのために必要な機器の物理的コロケーションについて、ILEC自身ももし当該物理的コロケーションが技術的理由又はスペースの制限により実際的でないことを州当局に示すことができた場合には、その提供を要請されない。その場合において、ILECは、技術的に実行可能でないことを州当局に証明した点以外における、実質コロケーションの提供を要請される。もし実質コロケーションが技術的に実行可能でない場合、ILECは、技術的に実行可能な範囲内において、UNEとの相互接続又はUNEへのアクセスのための他の方法を提供しなければならない。
(f)	ILECは、スペースの制限のために物理的コロケーションが実際的でないと主張するすべての局舎のフロアプラン又は図面を、州当局が必要と考える守秘命令の下に州当局に提出しなければならない。ILEC又はその関連会社が将来の使用に備えて確保しているスペースがあれば、当該フロアプラン又は図面に、その用途及び個々の予備確保の期間の詳細の記述とともに示さなければならない。物理的コロケーションのためのスペースが、ILEC局舎において提供不能であるとするILECは、スペース提供を拒否したエリアだけではなく、当該局舎全体の視察 (tour) を、無料で、ILECの拒否の受領から10日以内に、要請側事業者に対して認めなければならない。ILECは、その説明の際、選択されたコロケーションスペースへの合理的なアクセスを要請側事業者に認めなければならない。
(g)	47 C. F. R. 32. 11におけるClass A事業者に分類されるILECであって、連邦規則第47編第69部subpart GにおけるNECA州際タリフ参加者ではないものは、47 C. F. R. 64. 1401、64. 1402及び64. 121並びにFCCその他の要請に基づき、拡張相互接続サービスの提供を継続しなければならない。
(h)	要請により、ILECは、要請提出から10日以内に、要請側事業者に対して特定のILEC局舎における利用可能なコロケーションスペースを示した報告を提出しなければならない。当該報告書は、個々の要請された局舎において利用可能なコロケーションスペースの総量と従前の報告書以後のスペース使用上の変更点を明示するものでなければならない。当該報告書は、また、追加的なコロケーションスペースを作るためにILECがとった方法の説明を含まなければならない。ILECは、スペースを使い切ってしまった局舎を示す文書を、一般に閲覧可能なILECのインターネットサイトにおいて公表しなければならない。局舎スペースを使い切った場合は、その日から10日以内に当該文書に反映しなければならない。
(i)	ILECは、要請により、コロケーションに利用可能なスペースの総量を増やすため、自身の局舎から無用の、使用されていない機器を撤去しなければならない。





米国

FCC、組織改正を3月25日に実施、オープン・ミーティングで重要決定

FCCは、計画していた組織改正を2002年3月25日に実施することを最終的に決定した。名称が変わった有線通信競争局、統合されたメディア局を中心とする新しいFCCのデジタル時代における舵取り役としての活動が期待される。又、3月14日には、FCCのオープン・ミーティング（公開審理）が開かれ、214条認証の更なる簡素化、優先接続事業者変更料金の再検討、ブロードバンド・アクセスの規制上の取扱いなど重要な決定が行われた。

1. はじめに

米国連邦通信委員会（FCC）は、最近、二つの大きなイベントを展開した。一つは計画されていた大幅の組織改正（本誌2002年2月号参照）の実施期日が2002年3月25日と決定されたことであり、もう一つは3月14日に委員会のオープン・ミーティング（公開審理）が開催され、いくつかの重要な決定が行われたことである。

FCCのあり方についていろいろ議論が交わされている現今、FCC組織の再編成を決定し、委員会の効果的かつ効率的な運営を図るとともに競争の促進に資そうとするもので、関係者の注目を集めている。

FCCのオープン・ミーティングは定期的に行われ、委員会の審理過程を広く市民に周知しようとするものであり、委員会組織の行政システムをさらに民主的に運営しようとするものである。今回のオープン・ミーティングでは、214条認証の更なる簡素化、優先接続事業者変更料金の再検討、ブロードバンド・アクセスの規制上の取扱い見直しなど注目すべき決定が行われた。

2. 組織改正

FCCの組織改正としては、1999年に消費者情報局と施行局が新設されて以来のものであるが、今回の組織改正の重要なポイントは、「公衆通信事業者局」の「有線通信競争局」への名称変更と「マスメディア局」と「ケーブルサービス局」の統合による「メディア局」の新設であるが、このことは単に局の統合や名称変更に限らず、局より下位の課室レベルの組織をも機能的に再編成し、活動的なFCCの確立をねらいとするものである。

パウエルFCC委員長は、FCCの当面の課題として次の4項目を議会での証言で挙げているが^(注6)、その中で掲げられている「組織の再構築」を実現したのがこの組織改

(注6)

FCC委員長の特別顧問のメリ・ベス・リチャードが2001年9月13日に行ったFCC改革に関する講演の予稿で引用している。



KDDI RESEARCH



●米国

正である。

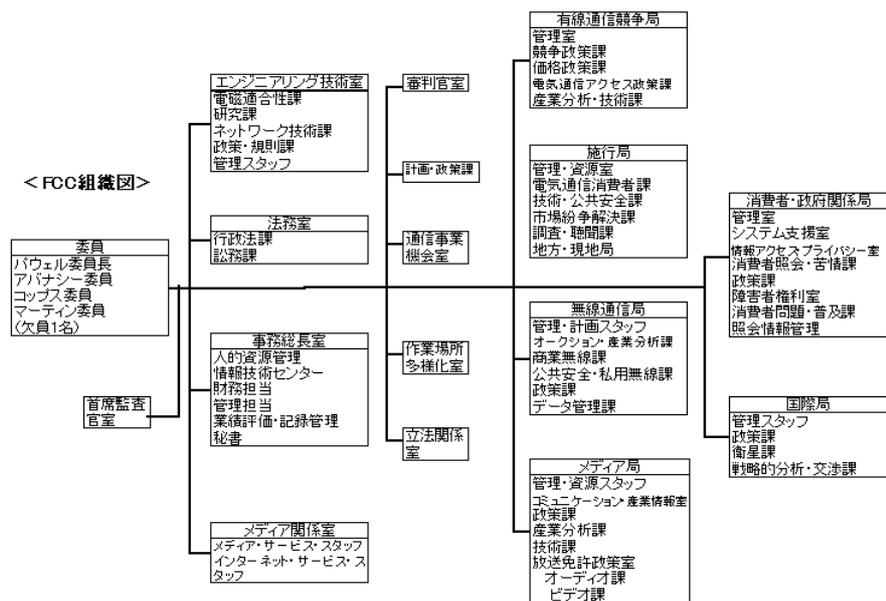
- ・明確で、実質的な政策ビジョン
- ・マネジメントに対する鋭さの強調
- ・人材の広範な研修と開発プログラム
- ・組織の再構築

FCCはその組織のあり方について1年くらい前から検討しており、昨年5月には組織改正の構想を示し、広く公衆のコメントを求めていた。その結果150件くらいのコメントが寄せられたが、その主要な意見は次のようなものであった。

- ・時代遅れの規制の回避
- ・時宜を得た措置
- ・予測可能で、均一のタイム・テーブル
- ・支配の迅速な譲渡及び移転
- ・迅速な意思決定と滞貨の一掃
- ・決定の迅速な発出と公表
- ・情報への電子的アクセス
- ・技術者の増強と技術的リソースの改善
- ・すべてのスタッフが利用できる訓練機会の増強
- ・機能の変化に対応する組織のリストラクチャリング

このようなパブリック・コメントをも考慮に入れて、FCCは、2002年1月17日、委員会の組織改正の計画を正式に発表した。その後議会の承認を経て、今回の実施期日の決定となったものである。

改正後のFCCの組織図は次のとおりである。



(図注)「消費者・政府関係局」と「国際局」が図示上右端に配置されているが、6局は全く対等の関係である。





3. オープン・ミーティング

FCCは、2002年3月14日、定例のオープン・ミーティングを開催した。このオープン・ミーティングでは、いろいろな事案が審理されたが、そこで採択された重要な事案の概要を紹介する。

(1) ケーブル・モデム・サービスの「情報サービス」としての分類

ケーブル・モデム・サービスの規制上の位置付けについては、FCCとしては情報サービスとして取り扱う意向のようであったが、これについてはいろいろの意見があり、FCCも明確な態度を表明していなかった。ところが今回、FCCの正式の態度決定が行われ、ケーブル・モデム・サービスは、通信サービスではなく、情報サービスとして分類することとされた。これにより地方当局によってまちまちであった同サービスへの対処も統一されることになると思われる。しかし、この決定は、「命令」ではなく、「宣言裁定」(declaratory ruling)となっており、したがって規則の改正も行われていない。もっとも、情報サービスということになれば、非規制の扱いを受けるので、規則の制定も必要ないということになるかもしれない。

FCCは、ケーブル・モデム・サービスの問題が最終的に解決すれば、ブロードバンド・サービスの展開が促進されることになり、その結果消費者に対してよりよい品質、より低廉な価格そしてより多くの選択をもたらすことになると述べている。また、FCCは、今までのこの問題に対するFCCの取り組みによって提起された諸問題を検討するに当たって、次の原則と政策目標に従ってきたと述べている。

- ・インターネットへのブロードバンド・アクセスのユビキタスな利用可能性をすべてのアメリカ人に奨励すること。
- ・ブロードバンド・サービスが投資と革新を促進するような最低限の規制の環境下に存在することを保証すること。
- ・可能なかぎり、複数のプラットフォームを通じて一貫した分析的枠組みを開発すること。

FCCが今回のオープン・ミーティングで採択したケーブル・モデム・サービスの位置付けに関する事案は、「ケーブルその他の施設を介したインターネットへの高速アクセスに関する照会、ケーブルを介したインターネットに関する宣言裁定、及びケーブル施設を介したインターネットへのブロードバンド・アクセスの適切な規制上の取扱いに関する宣言裁定兼規則制定案公示」(FCC02-77)という長い題名が付されており、その裁定のポイントは次のとおりである。

- ・ケーブル・モデム・サービスは、州際サービスであり、したがってFCCの管轄に服する。
- ・ケーブル・モデム・サービスは、ケーブル・サービスではなく、情報サービスである。
- ・ケーブル・モデム・サービスは、独立の「電気通信サービス」の提供を含むものではないので、コモン・キャリアー規制に服するものではない。

さらに、この裁定と一体となっている規則制定案公示(NPRM)において次の点を





検討すると述べている。

- ・FCCが有線ブロードバンド・サービスとケーブル・モデム・サービスで異なる結論に到達した理由を含む若干の問題
- ・FCCの管轄権の行使に関して憲法上の制約があるかどうかを含む、ケーブル・モデム・サービスを規制するFCCの管轄権の範囲
- ・市場の発展に照らして、現時点でISPの複数アクセスを要求することが必要又は適切であるかどうかの問題
- ・ケーブル・モデム・サービスの規制に関する州又は地方のフランチャイズ付与当局の役割

(2) 合併審査手続きの簡素化

通信法上通信事業者の合併を審査する直接の規定は存しないが、通信法第214条の通信設備の認証の移転と同法第310条の無線局免許の移転の審査が事実上通信事業者の合併の審査の役割を果たしている。このうち第214条の審査は、第203条のタリフの届け出とともに、通信事業者にとって最も頻度の高い規制上の手続きであるが、FCCは規制緩和の最大のポイントとしてこの二つの規定の適用を簡素化してきた。今回の決定は、通信事業者の合併審査のための第214条の手続きを簡素化することにより、通信事業者に対する不必要な規制上の負担を除去し、FCCの審査手続きの効率性と透明性を増大させるものである。

FCCが今回のオープン・ミーティングで採択した合併審査の簡素化事案は、「国内の第214条認証の更なる簡素化の実施に関する報告兼命令」(FCC02-78)と題されており、多くの問題点を検討しているが、決定の主要点は次のとおりであり、簡素化ルール(FCC規則§63.03)と届け出ルール(FCC規則§63.04)が目玉となっている。

- ・結合申請：届け出ルールの第一点で、国内事業と国際事業の両方をもっている通信事業者は、国内事業と国際事業の第214条移転申請を一つの申請書で提出するオプションが認められる。
- ・提出情報：届け出ルールの第二点で、届け出を行う通信事業者は別個申請か結合申請かを表示しなければならない。
- ・30日審査：今回の簡素化の中心となる措置で、申請が小規模既存地域通信事業者若しくは非設備ベースの通信事業者のみに係る取引に関するものであるか、又は買収当事者が電気通信事業者でない取引に関するものである場合は、その申請が公示された後30日以内にFCCが別段の通知をしないときは、その申請は公示後31日目に自動的に許可される。上記の条件に該当しない場合でも、FCCが個別審査によって簡素化手続きに適合すると認めて公示した場合は、上記の措置の適用を受ける^(注7)。

- ・簡素化措置の除外：FCCが次のように認定した場合は、その申請については簡素化措置の適用から除外する。
 - －申請がFCC規則の免除に対する非日常的請求に関連している場合
 - －申請が外観上FCC規則又は通信法に違反している場合
 - －申請人がFCCの照会に対して迅速に回答しなかった場合

(注7)

上記の三つのケースに当てはまる合併案件はそんなに多くないと思われるので、今回の措置はむしろFCCの判断で適用される特例措置のほうに実務上の重点が置かれるのではないかと思われる。



KDDI RESEARCH

- 申請に対する適時のコメントがFCCの更なる審査を必要とするような公共の利益上の懸念を提起した場合
- 上記のほか、当該支配の移転が公共の利益にかなうかどうかを確認するために、申請の更なる分析が必要であると、FCCが決定した場合

なお、上記のほか、電信事業者に関する規定や、通信法ですでに削られている電話会社の統合に関する規定など陳腐化した規定が削られた。

(3) 優先接続事業者変更手数料の見直し

わが国でも現在は優先接続事業者の指定及び変更の手続きには800円の手数料が必要となっているが、米国ではかなり以前からこの手数料が課金対象となっており、その金額について消費者から問題提起がされていた。

FCCが今回のオープン・ミーティングで採択した優先接続事業者変更手数料(PIC-change charges)の見直し事案は、「優先接続長距離通信事業者手数料に関する命令兼規則制定案公示」(FCC 02 - 79)と題されており、この手数料の金額を適正なものとする手続きを開始しようとするものである。

優先接続事業者変更手数料(以下「本手数料」という。)については、1984年にFCCが5ドルの上限を設定しており、5ドル以下の本手数料は適正なものとなってきたが、消費者にとってはこの金額はかなり負担になるといわれていた。そこで、2001年5月16日、競争電気通信協会(CompTel)は、本手数料を規制するFCCの政策を改訂する規則制定手続きを開始するようFCCに申し立てた。今回採択された規則制定案公示(NPRM)はCompTelのこの申立てに応じたもので、FCCの現行の本手数料を規制する政策に対するコメントを求めている。

このNPRMにおいて、FCCは本手数料がこの変更手続きの現行コストを適正に反映するものであること及び本手数料が競争の妨げにならないことを確保することを求めており、特に次の点についてコメントを求めている。

- ・本手数料は、通信事業者のコスト調査に基づいて定めるべきかどうか、又は合理的な料金を確保するために市場の力に頼ることができるかどうか。
- ・本手数料の合理的な額を決定するために、非コスト要因を考慮に入れるべきかどうか。
- ・本手数料の全国的な安全標準を設定すべきかどうか、通信事業者はそのタリフによって個別のコスト支援データを提出すべきかどうか、又はFCCは実施過程を通してのみ本手数料の額を審査すべきかどうか。

COMMENT

FCCにとって3月14日は注目すべき1日であった。組織改正の実施日を目前に控え、重要案件の審理を含むオープン・ミーティングが開催された。

FCCの組織改正は、1999年11月8日の消費者情報局と施行局の設置以来のものであり、もちろんパウエル委員長としては最初の組織改正である。前回の改正が必ずしも成功といえない面があったので、今回の改正はその修正という面もあるが、より積極的に通信新時代に対応する規制機関としての機能的な体制作りと評価したい。内容的には本誌2002年2月号に詳述しているので、それを参照されたい。





●米国

今回はオープン・ミーティングを取り上げた。私はオープン・ミーティングの様態を収録したビデオを見たことがあるが、丁度裁判所のように正面の奥に委員が陣取って、各局の中堅担当者がその前で自分の担当した事案の検討結果を披露し、委員の質問に答えるという進行で、担当者にとっては委員や傍聴者に対して自分の成果を披露する絶好の機会、さまざまなパフォーマンスをも加えたプレゼンテーションで関係者を説得するという米国流の仕事風景が見られる。

しかし、人によっては、オープン・ミーティングはセレモニーに過ぎなくて、その場に上程される事案はすでに決定しており、オープン・ミーティングにおける審理で変更されることなどあり得ないという。この指摘は正しいかもしれないが、オープン・ミーティングが省庁と公衆をリンクし、規制機関職員を訓練する絶好の機会になっていることは否定できないであろう。わが国でも、公正取引委員会などがこのようなシステムを取り入れると、行政の民主化に大いに貢献するのではないかと思っている。

このオープン・ミーティングで取り上げられた事案は、いずれも重要なものであるが、ここに紹介した3件は、それぞれ意味合いは違うが特に重要なものである。優先接続事業者変更手数料が最高5ドルでも高いということのようだが、わが国の800円についてはあまり消費者の反発も見られないようで、お国柄というか、事業者変更頻度の違いというか、成行きを見守りたい。

(清家 秀哉)

<出典・参考文献>

FCC、FCC Reform (2002年3月8日)

FCC、FCCニュース5件 (2002年3月14日)

FCC、FCC 02-77, Declaratory Ruling and Notice of Proposed Rulemaking (Rel. March 15, 2002)

FCC、FCC 02-78, Report and Order (Rel. March 21, 2002)

FCC、FCC 02-79, Notice of Proposed Rulemaking (Rel. March 20, 2002)



KDDI RESEARCH



米国

米国競争当局、合併審査の分担を明確に

現在では企業の合併はどここの国でも競争当局の審査を受けるのが普通であり、米国では昔から反トラスト法の規制対象となっている。ところが、米国の競争当局としては、司法省反トラスト局と連邦取引委員会があるが、両機関の分担関係は必ずしも明確ではない。特に合併審査については、両機関の共管とされ、事案ごとに協議して、担当を決めてきたようだ。それでは手続きも効率的ではないので、今回、関係事業の種類別に担当があらかじめ決められることになった。この結果、電気通信関係の合併事案は、司法省反トラスト局の担当となった。

1. はじめに

現在、世界の各国は、旧社会主義国を含めて、競争政策を経済活動の指導原理としている。

もっとも反トラスト規制の範囲、方法そして程度については、各国の歴史や経済理念によってかなりの差異がある。

米国では、1890年にシャーマン法が制定されており、これはおそらく世界で初の制定反トラスト法であると思われるが、同法制定前にすでにコモン・ローによる反トラスト規制が行われていたといわれている^(注8)。このような歴史的事情もあり、米国の反トラスト規制は、一般にかなり厳しいものであるといわれているが、カルテル行為については終始厳しく対処してきたが、合併とか企業分割については時の政権の経済政策によって硬軟両極の間を揺れ動いてきたといわれている。いずれにしても、企業サイドとしては予測可能性のある政策がとられることを望むであろう。

2. 合併規制

このように政治的影響が懸念される合併規制について、もう一つの問題は規制を担当する機関が司法省反トラスト局と連邦取引委員会（Federal Trade Commission：FTC）に分かれていること^(注9)であろう。そもそも反トラスト法の施行機関が二つに分かれていること自体が不自然と思われるところへ、合併規制については、担当機関がケースバイケースで決定されるというのは問題であったといえるであろう。反トラスト法上、合併規制はシャーマン法ではなく^(注10)、1914年にシャーマン法を補充し、強化する目的で制定されたクレイトン法である。クレイトン法では、第7条と1976年のハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法によって同法に追加さ

(注8)

松下満雄、アメリカ独占禁止法、4ページ

(注9)

省庁と独立行政委員会の行政機関としての特色や得失については、いろいろの議論がなされているが、一般的には省庁が政治任命の影響を直接的に受けるのに対して、行政委員会では委員の任期がかなり長いので、大統領が変わってもその影響が全委員に及ぶのには時間がかかるし、一定数以上の委員が同一政党に属してはならないという制限が設けられているのが普通であるので、政治的独立性が強いといわれている。それでは反トラスト政策の施行が二つの種類の機関で分担されていることが果たして望ましいことかについては大いに疑問のあるところであろう。

(注10)

合併規制はクレイトン法に基づいて行われるというのが一般的な見方であるが、その合併が独占または独占化のために行われる場合は、当然シャーマン法の違反となる。独占又は独占化の意図の有無は容易には解明されない困難な問題であるので、合併についてはシャーマン法の規制も受けると考える方が適当であろう。



KDDI RESEARCH



(注11)

合併規制の基本規定とされるクレイトン法第7条は、「商業に従事する者が、直接又は間接に、他の商業に従事する者の株式その他の持分の全部又は一部を取得する……場合において、かかる取得の効果……競争を実質的に減殺し又は独占を形成するおそれがあるときは、かかる取得をしてはならない」と規定していた。しかしこの規定では合併当事者が直接商業に従事していない場合は、同法第7条の適用を受けないことになり抜け道となるので、1980年の改正で、上記規定の「商業に従事する者」が「商業に従事する者又は商業に影響を与える活動に従事する者」とされ、適用範囲が拡大された。また、1976年にハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法（Hart-Scott-Rodino Antitrust Improvement Act）によってクレイトン法に第7A条を追加する改正が行われ、原則的に1500万ドル以上のM&Aについては事前に司法省及び連邦取引委員会へ届け出なければならないこととされた。

(注12)

合併規制を司法省と連邦取引委員会の共管とする制度にわれわれは疑問を感じるが、これは米国における反トラスト政策の歴史に起因するところが大きいと思われるのと注3でも述べたように合併の規制がクレイトン法のみでなくシャーマン法も関係しているという事情によるものであろう。

(注13)

この覚書の締結に対しては、上院の有力議員のホリングズ氏は強力に反対していたと伝えられている（ワシントン・ポスト、2002年3月6日付け）



KDDI RESEARCH

れた第7A条が合併規制に関する規定である^(注11)。したがって、反トラスト法の建前からすると、クレイトン法の施行機関であるFTCが合併規制の任に当たるべきものと思われる。しかし、米国の反トラスト法施行の実務では、支配権の移転を含む合併の規制は司法省反トラスト局とFTCの共管事項として取り扱われてきた^(注12)。そのため、審査を必要とする合併事案が現れたときは、その都度両機関が協議して、担当する機関を決めてきた。

3. 分担の協議

個々の案の担当機関を決定するのにその都度協議をするのは非効率的であるのみならず、規制を受ける企業にとっても事前の対応をとりにくいという問題もあるので、両機関の間で、担当機関の決定の仕方について協議がなされていたところ、合併当事者の事業の種類によって担当機関を決定し、担当機関決定のプロセスの透明性を高めることに合意がまとまった。この結果、2002年3月5日に合意覚書（Memorandum of Agreement）がFTCのティモシー J. マリス委員長と司法省反トラスト局担当のチャールズ A. ジェームズ司法次官補（反トラスト局長）との間で締結された^(注13)。

この覚書は、本文31項と付録から成り、本文には覚書締結の趣旨、覚書の条件、審査（clearance）の手続きと期間、見解不一致（disputes）の場合の処理、合意の見直しなどについて詳細に規定されており、付録にはFTCと司法省反トラスト局が担当すべき事業分野が列挙されている。

本文の各項の規定事項の概要は次のとおりである。

合意覚書の各項の概要

■表32：合意覚書の各項の概要

項	規 定 事 項
1	規定の趣旨
2	規定の目的
3	他の者に対する権利の非付与
4	用語の統一、共通様式の使用、共通手続きの採用などのための内部手続きの見直し及び共通審査マニュアルの作成と公開
5	ハート・スコット・ロディノ反トラスト改善法（クレイトン法第7A条）による事前届け出及び審査経過の共通データベースの作成
6	審査官及び審査官補の任命
7	審査職員の共通職務明細書の作成
8	両機関の審査官の緊密な連絡
9	両機関の四半期会合の開催
10	期間計算への土曜、日曜その他の休日の不算入
11～16	（手続きとその期間）



11	結論が明らかな事案については、審査官により48時間以内に審査
12	ライン・セクションに付託されるすべての事案については、24時間以内に付託
13	両機関が審査を請求した事案は、96時間以内にポジション・ステートメントを他の当事者に提出
14	各機関は144時間以内に不一致を解消するために、それぞれ上級職員を指名
15	上記により解決しない場合は、FTC委員長及び司法省反トラスト局長（両機関長）に付託
16	両機関長は中立評価機関に付託するかどうかを48時間以内に決定
17～24	（審査上の不一致を解消するための一般原則）
17	付録の適用に当たっての過去の経験の不考慮
18	付録の参照によって解決しない事案の審査の基礎としての過去7年間におけるプロダクトの反トラスト調査によって得られた専門知識
19	水平的効果が垂直的效果及びコングロマリットの効果を凌ぐ複数プロダクト市場における事案
20	反トラスト法の刑事違反が起こったと信ずる理由がある場合の取扱い
21	特定の事案における問題の取引のインターネットを通じての成否が審査事案の決定に不適切な場合の取扱い
22	非ハート・スコット・ロディノ事案において、一方の機関が他方の機関が行うことを希望するような進行中の調査を行っている状況の存在
23	この覚書に規定する手続きのFTC諮問意見及びDOJ実務検討書への適用
24	この覚書の調印日までに一方の機関によってすでに審査された事案への不影響
25～29	（中立評価機関による不一致の解消）
25	審査上の不一致の中立評価機関への付託
26	付託する中立評価機関の任命
27	中立評価機関による48時間以内の勧告の提出
28	中立評価機関についての唯一の根拠
29	中立評価過程で必要とされるすべての情報の秘密保持
30	明らかに非効率な結果の回避
31	合意事項の見直し

両機関の分担事項を規定した付録の内容は次のとおりである。





●米国

FTCと司法省反トラスト局の審査担当事業

■表33：FTCと司法省反トラスト局の審査担当事業

番号	連邦取引委員会	司法省反トラスト局
1	航空機	農業及び関連バイオ技術
2	自動車及びトラック	航空電子技術、航空宇宙技術及び防衛エレクトロニクス
3	建築材料	ビール
4	化成品	コンピュータ・ソフトウェア
5	コンピュータ・ハードウェア	化粧品及び整髪料
6	エネルギー	財務サービス／保険、株式・オプション、債券及び商品市場
7	保健	板ガラス
8	工業ガス	健康保険・保健用品及びFTCがその管轄でないと決定したサービス
9	軍需品	工業機器
10	食品雑貨（蒸留酒及びタバコ製品を含む。）店及び食品雑貨製造業の運営	メディア及び娯楽
11	小売店の運営	金属、採鉱及び鉱産物
12	医薬品及びバイオ技術（農業に関連するものを除く。）	ミサイル、戦車及び武装車両
13	専門サービス	海上防衛用品
14	衛星製造・打上げ及び打上げロケット	写真及びフィルム
15	繊維製品	パルプ、紙、及び木材
16		電気通信サービス・機器
17		旅行及び運輸
18		廃棄物

●COMMENT

米国の反トラスト政策の施行体制は、なかなか判りにくい点がある。通信事業の規制のように、長期政策（NTIA）と規制の実施（FCC）というような分担になっていけば判りやすいが、反トラスト政策の施行のように、施行機関が内閣（日本の内閣のようにそれ自身が行政機関ではないが）に属する司法省の反トラスト局と独立行政委員会である連邦取引委員会に分かれているだけでも判りにくいのに、これらの機関の分担関係が明瞭でない。その最たるものが合併審査である。合併審査については、事業者から事案の提起があった都度、両機関が協議して担当機関を決め、その後も密接に連絡しながら審査を行っている。

合併審査がどちらの機関で行われるかは、事業者にとっては重大な関心事であるが、それが事前にはわからないというのは不都合であろう。今回の制度改正によっ



KDDI RESEARCH



て、合併当事者はどちらの機関の審査を受けることになるか事前に判ることになり、対処方法の検討にも便宜であろう。

今回の覚書の締結は、担当事業の確定のほかに、審査手続きの明確化と迅速化をもたらしたことが大きな意味をもつものといえよう。

(清家 秀哉)

<出典・参考文献>

DOJ、プレス・リリース (2002年3月5日)

Wall Street Journal on line, (2002年3月7日 2件)

松下満雄、アメリカ独占禁止法、東京大学出版会、1982年

米国

米国のインターネットの現状について、米国政府が2つの報告書を発表

第1四半期に米国のインターネットの普及状況を分析した報告が相次いで発表された。FCCによる第3次年次報告書と商務省電気通信情報局 (NTIA) の「A Nation Online」は共に、米国内のブロードバンドサービスがしっかりした足取りで普及し始め、地域や貧富の差などによって生じる情報格差、いわゆるデジタルデバイドは狭まっている。

1. FCC発行の第3次報告書

FCCは、2月6日、米国で高度電気通信サービス (Advanced Services) が合理的、かつ時期を得た展開になっていると結論づけた第3次報告書を発表した。報告書によると米国内では高度サービスの市場は引き続き拡大し、高速サービスを利用する環境が著しく浸透している。また、一般的な投資が伸び悩む中で、高度電気通信サービスのためのインフラストラクチャー整備に対する投資は依然強いと報告している。

この報告書は、1996年電気通信法の706項に規定により、毎年議会に提出することが求められ、今年で3回目にあたる。利用技術にかかわり無く高品質の音声、データ、画像、などの送受信を可能にする高速の交換系ないしはブロードバンド系電気通信の利用できる度合いという観点から高度サービスの展開を分析した。添付資料を含め101ページに及ぶこの報告書では、以下の4点について考察を行った。





●米国

- (1) 高度サービスとは何か。
- (2) 全ての米国人に高度サービスが利用可能になりつつあるか。
- (3) 高度サービスの進展が合理的なものであり、かつ時期をえた展開になっているか。
- (4) 政府のどのような動きがその進展を一層加速させるのか。

報告書の内容は要約すると以下ようになる。

高度サービスとは何かという定義に関しては、前回の報告書の定義を引き継ぎ、プロバイダーと利用者間の上り下りの双方向において200kbps以上の伝送サービスとしている。どちらか片方向で200kbps以上を高速サービスと呼ぶことも前回と同様で、この言葉では、高度サービスが包含されている。

1) 契約者にかかわるデータ全般

- ・ 2001年の6月時点で、高度サービスを含めた高速サービスの契約は960万件である。2001年の上半期で36%増加し、前回の報告書が発表された2000年8月以来2.5倍の増加となった。
- ・ 住宅や中小のビジネス利用者は、およそ780万人である。2001年上半期の520万人から51%増加している。そのうちの430万人が高度サービスの利用者である。2001年の上半期に比べ54%増加した。高速サービスを利用する中小以上の企業はおよそ180万件で、ほとんどが高度サービスの利用者と思われることから、2001年6月にはその数は170万件前後になる。
- ・ 2001年6月には、およそ590万人が高度サービスを利用していた。2001年の上半期には38%利用者が増加している。世帯別で見ると7%の世帯が高速サービスに加入しているが、2001年1月の段階では4.7%であった。前回の報告書の2000年8月時点ではわずか1.6%であった。

2) 技術観点からみた契約状況

- ・ サービスが開始されている高速非対称DSL (ADSL) 回線は270万回線に上り2001年の上半期に比べ36%増加した。同軸ケーブルシステムによる高速回線は45%増加し、520万回線となった。もっとも高い増加率を示したのが衛星や固定無線技術を利用した高速回線で2001年上半期に73%増加し、およそ20万回線になった。
- ・ 590万件の高度サービスの契約に関し、ケーブル回線の契約は2001年上半期に比べ52%増加し330万件、ADSLの契約は48%増加し100万件となった。残りはケーブルとADSL以外の利用である。270万件の高速DSL回線のうち、93%にあたる回線を既存の市内電話会社 (ILEC) が提供している。ベル系地域電話会社 (RBOC) が提供している回線は86%に及んでいる。Covad社などの新興会社が提供している回線はおよそ7%である。

3) 郵便番号に基づく地域分析

- ・ 高速サービスの利用者は国内の全州に存在し、さらに細かく郵便番号による地域に区分しても、78%の地域で高速サービスが提供されている。2001年1月の時点では73%であった。この地域居住する人口は、全米の97%に上る。58%の地域に



KDDI RESEARCH



は複数の高速プロバイダーが存在している。

報告書では、ブロードバンドの展開にあたりFCCがとるべき行動として、ケーブルモデムサービスの分類化（情報サービスとして認定）、有線によるブロードバンド・インターネットアクセスに対する規制の適正化（情報サービスと認定）、支配的・非支配的事業者区分の適用範囲の再検討、通信網アンバンドル化規制の3年目の見直しなどの4点が掲げられている。これらの項目は、今年はじめから着手され始めている。

2. 商務省発行の報告書「A Nation Online」

商務省電気通信情報局（NTIA）は、2月初め、「A Nation Online」と題する米国人のインターネット利用に関する調査結果をまとめた報告書を発表した。この報告書によるとコンピューターとインターネットの利用拡大はこれまでの技術には見られないほど迅速で幅広く、これらを使った情報技術は経済社会の所与の備品となりつつあるのを見方を示している。また、急速な普及が世代、地域、人種などの各層で見られるはじめ、いわゆるデジタルデバイドも狭まっている。

商務省の報告書は、FCCが主に事業者が提供したデータをもとにしたのとは異なり、統計局が2001年9月に米国の57,000世帯と137,000人以上に対して実施した調査から入手したデータに基づいている。報告書の骨子は以下のとおりである。

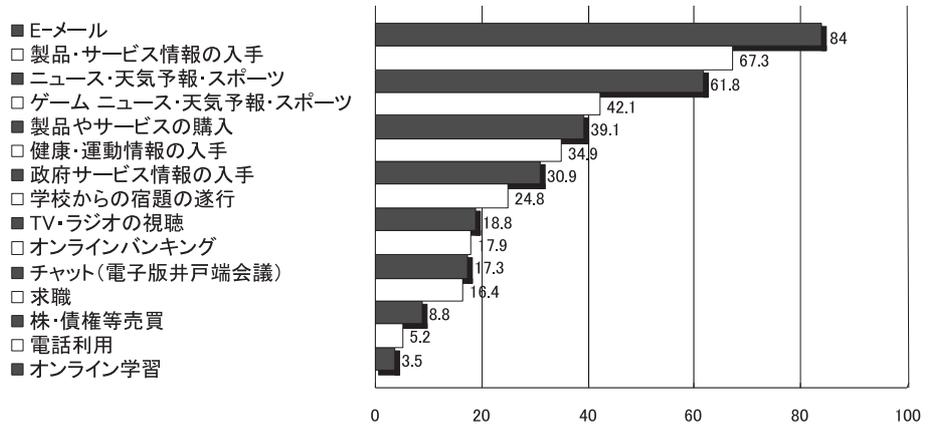
- ・ 米国では、毎月200万人が新規にインターネットユーザーとなっている。すでに国民の半数以上がインターネットユーザーである。2001年9月時点で、1億4,300万人がインターネットを利用し、これは人口の54%にあたる。
- ・ 子供や10代の若者層がコンピューターやインターネットの利用で他の年齢層を上回り、14歳から17歳まででインターネットを利用する人の割合は75%、10歳から13歳まででは65%となっている。
- ・ 18歳以下の子供を持つ世帯は、持たない世帯よりもインターネットの利用が高く、子供を持つ世帯では62%、子供のいない世帯では53%、独身世帯では35%がインターネットを利用している。ブロードバンドの利用に関しても子供の存在が関係している。子供のいる家庭の11.9%がブロードバンドを利用しているが、いない家庭では9.5%に下がる。
- ・ 収入、学歴、年齢、地域、性別にかかわらず、インターネットの利用は拡大している。1998年12月から2001年9月までの間に、年収15,000ドル以下の低所得者層でのインターネット利用は個人ベースで25%の割合で普及したが、75,000ドル以上の高所得者層では、11%とはるかに低い増加となった。
- ・ 1998年から2001年の間に、地方でインターネットの利用が著しく拡大した。地方でインターネットを利用する個人は、52.9%である。この数字は、都市部の49.1%と都市郊外の57.4%の中間に位置する。
- ・ 米国人は種々の活動をオンラインで行うようになっている。2000年には人口の35%に当たる人々がE-メールを利用していたが、現在では45%に増加している。





●米国

個人のインターネット利用の目的 (%)

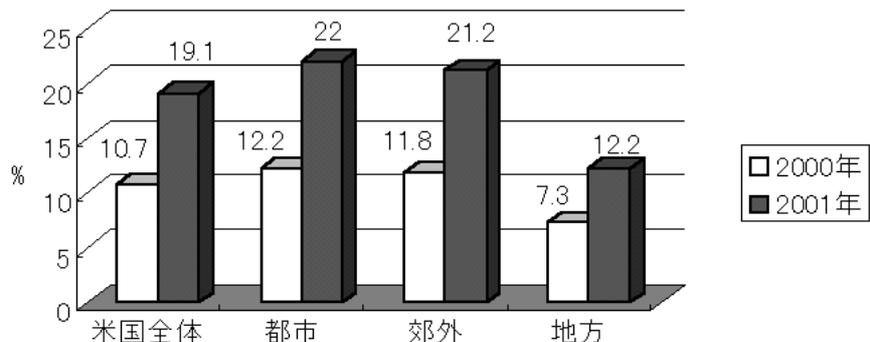


米国人の3人に1人は、インターネットを使って製品やサービスの情報を入手している。2000年には、26%であったが現在では36%に増加した。

- ・ インターネットを利用する個人の39%はオンラインでショッピングし、35%が健康に関する情報をインターネット上に求めている。
- ・ インターネットを利用する米国人の80%はダイヤルアップ方式で接続しているが、ブロードバンドを契約する個人利用者が急速に拡大している。個人の12.9%がケーブルモデムサービスに加入し、6.6%がDSL、0.5%がその他の接続方式を利用している。2000年8月の時点では、自宅でダイヤルアップよりも速いサービスを利用していた人は、自宅でのインターネット利用者の11.5%であったが、2001年9月には20.0%に上昇した。

インターネットは地方にも拡大しているが、ブロードバンドに関しては、引き続き都市と地方との間ではギャップが見られる。

地域別に見た高速インターネット接続の割合



KDDI RESEARCH

 COMMENT

報告書ではブロードバンドの展開が順調に進んでいると結論付けているが、全体的には、自画自賛的な色彩が強いレポートである。高度サービスが双方向で200kbps以上のサービスと定義している。画像や音声の用途が急速に拡大しているインターネット社会で200kbps以上の速度を高度サービスと定義するには、時代遅れの感がある。ハードルのバーを低くしておいてバーを越える人が増えたからといって、手放しには喜べないだろう。本当に、ブロードバンドが順調に展開しているならば、FCCがとるべき行動として挙げているケーブルモデムサービスや有線によるブロードバンド・インターネットアクセスを情報サービスに分類して規制緩和を促す必要性がどこにあるのかという意見になる。

(吉澤 生雄)





欧州

欧州事業者、3Gバブル後遺症の払拭狙いに資産リストラ、提携網再構築へ

「第3世代携帯電話（3G）バブル」の後遺症に苦悩する欧州の主要電気通信事業者は2001年3月期決算で、事業収益の拡大基調を追い風に、巨額の債務削減に取り組んだ。将来の投資負担と過去の債務負担に苦悩する欧州系事業者の債務リストラが、投資家の好感を呼び債券市況もとりあえず下支えしているものの、ドイツ、フランスの大陸系事業者を覆う3Gの構造的な重圧はさらに続く。その中で、France TelecomとドイツのMobilcomの提携関係は債務危機の中で風前の灯火。欧州経済が単一通貨ユーロの流通によって統合の基盤が固まったとはいえ、電気通信とりわけ次世代携帯を巡る事業と監督行政も依然、国境の壁が制約となっている。

1. 背景（2001年12月期決算）

欧州経済は世界的な減速傾向の中で、2001年大幅に成長率が鈍化し、欧州委員会が同年11月に公表した改定成長率見通しによると、ユーロ圏の実質成長率見通しを春季見通しの年率2.9%から1.3%へと大幅下方修正した。ドイツ経済がゼロ%台の低成長を余儀なくされ、完全失業率が8%に突入するなど、依然、緩やかな減速傾向をたどっている。しかし、ITバブル崩壊を期に在庫調整に入った米国経済や、デフレスパイラルのとば口をさ迷う日本経済との対比で、欧州は相対的に安定した経済基調が続いている。

こうしたマクロ経済環境に加え、インターネット需要に対応したISPやパーソナル通信需要に支えられ、欧州の主要電気通信事業者の2001年12月期決算はおおむね順調に増収を記録した。Deutsche Telekomが1996年12月期以来15年ぶりに最終損益が赤字に転換したように、生じたキャッシュフローの余裕をいずれも債務の償還・償却に充当し、損失を計上するという、昨年第2四半期来の決算パターンが定着した。Deutsche TelekomのEBITDA（利払い・税引き・償却前利益）は2000年12月期比17%増の151億ユーロ（1兆7484億円）となり、98年のドイツ電気通信市場自由化以降初の増益に転じた。その原動力となったのが、携帯電話子会社のT-Mobile。加入者ベースで前年同期比20%強の伸びを示し、2310万加入に達した。同社の海外子会社を含めたグループ全体の加入者も同27%増加し、4890万加入と5000万加入の大台に迫った。この結果、米携帯電話会社VoiceStreamの株式評価損が前年同期比2倍の3億ユーロに拡大したにもかかわらず、T-Mobile単体の営業利益は31億ユーロに増加した。

しかし、戦略部門の好調が持続する収益に寄与するとはいえ、右から左へ債務の償還原資に置き換ったにすぎない。3Gの事業免許や携帯電話会社買収に伴う、いわ





ゆるのれん代の償却を含む債務リストラ総額は152億ユーロ（1兆7600億円）と前年同期末の130億ユーロ（1兆5052億円）へと拡大。前向きのリストラの成果が、今回の赤字転落の背景にあるとしても、この先も債務減らしから逃れられない構図には変わらない。2001年12月期末の累積債務は621億ユーロ（7兆1905億円）。2002年12月期でさらに500億ユーロ（5兆7890円）へと削減を目指す^(注14)が、多くはそのシナリオに懐疑的な見方をしている。Deutsche Telekomはもちろんのこと、市場、投資家も、同社の積極的な債務リストラを「前向き」な経営姿勢と受け止めているが、600億ユーロ（6兆9474億円）を超える累積債務のハードルは高い。

同様の構造的重圧下にあるFrance Telecomも、Deutsche Telekomと構図を等しくし、業務面のパフォーマンスは悪くはない。「我々の債務は管理の範囲内で計画に沿って削減している」というMichel Bon会長の強気の発言が英国紙等で伝えられているが、好調な業務益が債務償還や株式評価損で消失し、民営化以来初の赤字転落を余儀なくされた。売上高は、前年同期比27.8%増の430億ユーロ（4兆9789億円）と顕著な伸びを示し、携帯電話子会社のOrangeの高収益が寄与し、利払い・税引き・償却前利益も同14%増の123億ユーロ（1兆4242億円）。携帯バブルなかりせば、最高の決算内容でもある。企業買収を核にしたFrance Telecomの携帯電話事業の中心となるOrangeは加入者数でフランス最大手の地位を維持し、Vodafoneをも英国市場において加入者ベースで凌駕した。

とはいえ、携帯の稼ぎがそのまま債務処理負担で消え、戦略子会社である携帯子会社の株式評価損が収益を圧迫する、“花見酒”さながらの繁栄の構図がさらに鮮明になってきた。2000年5月に420億ユーロ（4兆8631億円）で買収したOrange^(注15)の、市場価値は350億ユーロ（4兆526億円）に下落、France Telecomの収益に最大限に貢献しているが、世界的なITバブル、欧州の携帯バブルの中で、結果的に高すぎた買い物のツケをいま、払わされているのが実態。債務償還や株式評価損失といった金融費用負担が増大した結果、102億ユーロ（1兆1810億円）という、フランスの経済史上で最大級の特別償却費を計上し、83億ユーロ（9610億円）の損失を計上した。

累積債務は2001年12月末で前年同期比40億ユーロ（4631億円）削減し、607億ユーロ（7兆284億円）に減少。巨額債務のリストラの一環として、経営傘下に置くイタリアの携帯電話会社Windの保有株式26.6%を売却する方針を固めているが、統合後の欧州市場でイタリアの地歩を失うハンディは長期的にはマイナスに作用する可能性は否めず、France Telecomの携帯電話事業^(注16)の欧州戦略にとって、両刃の剣となりかねない。

2. 見通しとリストラ

こうした関連会社資産の売却など資産リストラによって捻出したキャッシュフローを、債務削減の原資に充当し巨額損失を計上しながらも、金融費用の削減とコアビジネスに資源を集中化する、欧州系事業者に通じて見られる取り組み^(注17)は経営上、不可避の施策でもあり、投資家は押しなべて肯定的、好意的に受け止めている。

(注14)

Deutsche Telekomは債務削減計画の遅れを認めており、2001年12月期に4割減配を実施するなどのバランスシート調整に取り組みつつも、累積債務50億ユーロ（5789億円）までへの削減は当初計画を1年先送りし、2003年12月末に設定した。この結果、格付け会社による債券格付けが現行のA3から引き下げられるとの見通しが出ており、欧州通信事業者の企業評価が債務削減スピードと連動しつつある。2002年のT-Mobile上場益を償還財源として活用する方針。

(注15)

Orange取得の代金として251億ポンド（4兆7416億円）を支払い、Orangeの負債18億ポンド（3400億円）を肩代わりし、Orangeが英国政府から取得した3Gの事業免許料41億ドル（5426億円）を支払った。ちなみに、オレンジ取得代金251億ポンド（4兆7416億円）のうち138億ポンド（2兆6069億円）分を現金で、残りはFrance Telecomの新株1億2920万株を割り当てることになっていた。

(注16)

France Telecom傘下の14社に加え、2000年6月のOrange買収で、Orangeを含め新たに6社が加わり、計20社が主に欧州市場で携帯電話事業を展開している。

(注17)

3月24日現在で、本記のDeutsche Telekom、France Telecom以外で、蘭KPNが独子会社のE-Plusの株式評価損130億ユーロ（1兆5052億円）を処理した結果、最終損失75億ユーロ（8684億円）を計上。



KDDI RESEARCH



(注18)

2001年初に270億ポンド（5兆1005億円）あったが、債務リストラで急減させた。MMO2の上場による収益金を返済資金に充当。欧州3社の中では債務問題の峠を比較的クリアした、ともいわれる。

(注19)

①主に都市地域で既・新設の基地局などインフラを共同で利用、②3Gインフラを共同構築、③現行GSMおよび3Gの国内ローミングサービスが骨子。これにより両社は3G建設投資額の30%削減を見込み、節減額は47億ユーロ（5442億円）と試算されている

2001年上半期末で債務残高が165億ポンド^(注18)（3兆1170億円）に拡大した英国British Telecom（BT）グループは、資産リストラと携帯電話部門の分離を断行し、債務重圧の泥沼から脱しつつある。携帯電話会社MMO2の最初の決算は、ドイツ、オランダのオペレーション・コストの削減といったリストラ策が奏効し、大方の予想を上回る4億1000万ポンド（774億円）のEBITDAが見込まれ、2002年末のMMO2の債務残高は目標の100億ポンド（1兆8800億円）を下回る見通しがなされている。3Gの事業化スケジュールが遅延しても、債務残高を削減する、というBTの方針は手堅く見え、2006年までの向こう5年間は巨額債務負担に伴う資本支出を削減していく構えだ。

大胆なコスト削減と資産リストラに拍車をかける背景に、3G市場の将来性を見据えながらも実際に需要が立ち上がるまでのタイムラグを想定していることがあるようだ。Forrest Research社の予測によると、2007年まで、すなわち3Gの商用開始から4、5年間は、欧州の業界内で利益計上は見込めず、6年経過後収益に寄与するという。欧州各国の3G免許取得事業者は、免許取得後1年での早期の事業化が、免許付与の協定に盛り込まれている。今年9月にベルギー、2003年末までにはギリシャ、オーストリア、ドイツで、3Gのサービスエリアが人口比25%にまで拡大する見通しだ。しかし、上記予測通りの事業シナリオでは、多くの巨額債務負担に加えネットワーク建設投資の回収が、遅々として進まないことになる。これらの厳しい見通しと前提が、「2008年までに3G事業者は5社に集約される」という予想につながっている。

そうした3Gバブル崩壊から厳しい現実路線への転換が、資産リストラ、コスト重視を実現するためのネットワーク基盤の共有化といった動きに結びつき、将来再編に向けての環境が徐々に醸成されている。2001年、BTとDeutsche Telekomが、英国、ドイツそれぞれの3Gネットワークを共同で構築することに合意^(注19)したほか、VodafoneとDeutsche Telekom傘下のT-Mobileは携帯電話による電子支払いシステムのプラットフォーム共有化で合意。株価情報やサッカーの試合結果などをテキストデータで配信し、料金決済するシステムとしてすでに実用化しているシステムをさらに発展させ、両社間でシステムを共有するというものでもある。3G免許取得のために大量に投下した資金を回収する手段として、新たなサービス需要に乗り出す必要に迫られる事業者間の思惑が一致したものだ。

3. 提携の行方 - France TelecomとMobilcom

かといって、コスト削減を目指す資産リストラや提携関係の見直しがすべて順調なわけではない。2001年12月決算でFrance Telecomの携帯電話会社Orangeが、BT（MMO2）、Vodafoneと加入者獲得競争でツバ競り合いを繰り広げ、欧州首位の座を確保するほどの目覚ましい成長を遂げてはいる。だが、同社傘下でドイツの携帯電話会社、Mobilcomの株式取得を巡る泥沼の抗争は、加速する市場統合というマクロの現象と、国境を越えた事業提携の困難さのギャップを改めて浮き彫りにした。

3月末時点でFrance Telecomは、Mobilecomの株式取得に向かう動きが報道されているが、3Gを巡るこの仏独提携関係が破局を迎える可能性もあり、3G市場の離陸に



先立ち、買収提携を繰り返した欧州系事業者の先行きを暗示するものとして多くが注視している。

France Telecomグループが28.8%の株式を保有するMobilcomはドイツ国内をサービスエリアとして200万強の加入者を抱え、ドイツ国内で3G免許を取得した6事業者に名を連ねる。他の3G免許取得事業者と同様に、取得コスト増大と投資負担が経営上の重圧となり、追加資金の調達の際は、France TelecomがMobilcom会長のオプション行使を受け入れるかどうかにかかっている。France Telecomにとって、削減プログラムの途上であって47億ユーロ（5442億円）という債務負担を新たに背負い込むのか、Mobilcomとの提携関係を事実上清算しドイツでの3G事業の足場も同時に放出するのか、二社択一の選択の岐路に立つわけだ。

すでに触れたように、欧州域内市場での3Gの免許取得で膨らんだ債務の削減を加速する動きについて、投資家、格付機関は肯定的な評価を下しながらも、債務償還可能性を懸念し債券格付けを「ネガティブ」の状態にしている。このため、Mobilcomをさらに資金支援することは、France Telecomグループの資本市場での信認を左右しかねない。しかし、短期的視点から企業評価を下す市場関係者、格付機関に対し、France TelecomがイタリアのWind株売却に続いて、ドイツ拠点を失うことは、長期的利益を失う可能性もある。France Telecomにとって、まさに板ばさみの状態にある。

負債累積のキッカケを作った3Gの将来性見通しの検討は、拡大の一途をたどった主要事業者間の競争関係と、その傘下に入った各国携帯事業者の提携関係の見直しに動き始めようとしている。



COMMENT

オークションで釣り上がった免許取得コストなどの特殊要因が、欧州の電気通信事業者の債務問題に影響しているが、“3Gバブル”崩壊は、経済上消失したはずの欧州内の国籍を違えた提携を柱とする事業展開の問題を浮き彫りにした。3Gに象徴される次世代情報通信技術の急速な革新や、国際金融資本市場の拡大によって、事業者は経営判断に迅速な対応が求められ、欧州の主要通信事業者間の競争激化と3Gの将来収益期待に促されるように“スピード経営”で戦略展開を目指した。それが、まったくの裏目となったのは、現在の悲惨な財務状況が物語っている。

もっともそうした戦略の迷走と低迷は、通信事業に特有の現象でもない。欧州単一通貨の流通が始まり、ユーロエリアの経済統合は不可逆的な流れとなった感を与えつつも、現実問題としては通信事業者に限らず、単一の経済市場を巡る提携が華々しい成果を収めた例は少ない。独ヘキスト社と仏ローヌ・プーランの提携、独ダイムラークライスラーと仏Lagandere社による宇宙・航空事業・・・いずれも旧来の国境で遮られた企業間の確執といった戦略上制約がくすぶり続け、提携後に陰に陽に影響し合う、というお決まりのパターンをとっている。事業の成長可能性や競争力向上に焦点が集まっている間、あるいは現実に市場が成長途上にある時は、そうした戦略的提携は功を奏するという。

しかし、現在の3Gを巡る動きは、これとは対照的な環境条件にある。それでも、今回取り上げたFrance Telecom、Deutsche Telekom、BTの各グループは、市場を通じて初めて可能になった巨額資金調達と、その結末である総額20兆円に迫る巨





額債務の削減に、資本市場の監視下で、経営の最優先課題として取り組まざるを得ないというお家事情がある。そのひとつの方策として、インフラ共用化を始めとした主要事業者間の新たな提携も期待され、2001年のEU欧州委員会で共用促進の方向性を示した報告書が採択された。EUは、2010年までに「世界でもっとも先進的な知識ベースの情報社会」を構築する方針を打ち出ししている。その中のひとつに3Gのネットワークが位置付けられているものの、上記の報告をさらに具体化する前向きな動きや、各国当局ごとにバラツキの見られる規制を調整する動きは、スペインを議長国とするサミットなど、EUが予定する一連の政治日程の中で、アジェンダに上る可能性が濃厚という状況には現在のところなっていない。

(森川 裕二)

<文中の換算率>

1ユーロ=115.79円、1ポンド=188.91円、1ドル=132.36円(2002年3月28日東京市場TTS)

<出典・参考文献>

木庭治夫「BTとDT、第3世代携帯電話ネットワークの共同構築に合意」『KDD総研R&A2001年7月』

“Mobile phone operators headed for shake-out” The Economist (02.3.08)

“Privatization is in slow mode” The Economist (02.2.26)

The Financial Times (02.1.29, 3.05, 3.06, 3.11, 3.12, 3.13, 3.21, 3.24)

欧州

欧州委員会、加入者回線アンバンドル(LLU)制度の不備で加盟5カ国に警告状を送付

欧州委員会は加入者回線の開放に係る国内制度の不備で独仏など加盟5カ国を警告。加入者回線を貸し出す際の詳細な料金情報の事前公表を求めるもの。

(注20)

Regulation 2887/2000 of the European Parliament and the Council of 18 December 2000 on unbundled access to the local loop, OJ L 336, 30/12/2000, p. 4

(注21)

EU規則は、各国内法に置き換えられることなく全加盟国に直接適用され法的拘束力をもつ。



KDDI RESEARCH

EUの行政機関にあたる欧州委員会(European Commission、以下EC)は、3月20日、旧国営通信会社がほぼ独占する加入者回線の開放政策に関連し、その国内制度がEU規則に違反するとして、ドイツ、フランス、アイルランド、オランダ及びポルトガルの加盟5カ国を提訴する、と発表した。訴訟手続きの第一段階として、ECは、これら5カ国に対し釈明を求める警告状を送付する。

EUでは、2000年12月に加入者回線の要素細分化による他事業者への開放、いわゆるローカル・ループ・アンバンドル(Local Loop Unbundling、以下LLU)に関する「規則(regulation)」^(注20)^(注21)が採択された。これにより、各加盟国のSMP事業者(規制機関から顕著な市場力を有するとの指定を受けた事業者)は、2001年初めよ



り、保有する加入者回線及びその関連設備をアンバンドル（細分化）して他事業者が利用できるようにすると共に、その提供条件に関する参照基準（これをRUO（Reference Unbundling Offer）と呼ぶ）を予め公表することを義務付けられている。

今回問題となったのは、このRUOに含まれるべき料金情報の不備に関するもので、ECは、前述5カ国のSMP事業者（いずれも旧国営通信会社）が提示するRUOに、サブ・ループ・アンバンドル（Sub-loop Unbundling）^{（注22）}の提供料金の内訳が含まれていない点を問題視している。RUOで示される料金情報について、ECは、「競争事業者がサービス提供に必要となるネットワーク要素の料金だけを支払えば済むように十分に細分化されたものでなければならない。」と説明している。

ECの警告を受けた加盟国は、今後60日以内に回答しなければならない。60日を過ぎても適切な措置が取られない場合には、訴訟手続きは第二段階へ移り、ECは公に釈明することを加盟国に求めるための「意見書」を送付する。それでも改善が図られない場合は、最終的に裁判所に持ち込まれることとなる。

なお、加入者回線の開放政策では、ドイツ、ポルトガル及びギリシャの3カ国が昨年12月に、シェアド・アクセス（Shared Access）に関する今回と同様の警告をECから受けたばかり^{（注23）}。

COMMENT

EUでは、LLU規則の施行から既に1年以上が経過したが、これまでのところその成果はほとんど現れていないようだ。欧州の競争事業者らが組織する欧州競争電気通信協会（ECTA、European Competitive Telecommunications Association）は2月、EU諸国におけるLLUの活用状況に関する調査報告書を発表した。これによると、EU内のDSL回線普及率（全加入者回線数に占めるDSL回線数の割合）は未だ2%の水準にあるという。また競争事業者が提供するDSL回線はこのうちのわずか3%に留まっており、LLUが十分に機能していない実態が浮き彫りになった。加入者回線を独占する旧国営通信会社は、DSL市場でもその支配力を強める傾向にあるようだ。

（原 剛）

<出典・参考文献>

欧州委員会プレスリリース (http://europa.eu.int/information_society/index_en.htm)
ECTAプレスリリース (<http://www.ectaportal.com/>) 他

（注22）

アンバンドル・サービスの利用形態のひとつで、主にADSLよりも高速の伝送速度を実現するVDSL（Very High Bit-rate Digital Subscriber Line）サービスの提供事業者による活用が見込まれる。サブ・ループ・アンバンドルでは、事業者間の回線相互接続が、通常の接続ポイントである市内交換局よりもさらに顧客宅に近いポイントで行われるため、他事業者が借り受けるネットワーク要素はその分少ないと考えられる。アンバンドル・サービスにはこのほか、フル・アンバンドル（Full Unbundling）やシェアド・アクセス（Shared Access）（ライン・シェアリング（Line Sharing）とも呼ばれる）等がある。これらはいずれも市内交換局内で相互接続（MDF接続）を行うが、後者ではスプリッタ（splitter）（音声信号とDSL信号を分離するための装置）を介することにより他事業者はDSLサービスのみを顧客に提供できる（音声サービスは引き続き既存事業者が提供）。

（注23）

その後ECは、制度の修正が図られたポルトガルとギリシャに対する提訴の取り下げを3月初めに決定した。またドイツについても、事態改善の動きが見られるため、提訴取り下げを検討している。



KDDI RESEARCH



●シンガポール

■表34：EUのDSL普及状況（2002年1月現在）

国名	加入者回線数	DSL回線数				DSL回線普及率
		旧国営通信事業者	競争事業者	合計	競争事業者のシェア	
オーストリア	3,846,000	111,500	1,500	113,000	1%	3%
ベルギー	4,200,000	210,000	120	210,000	0%	5%
デンマーク	2,798,000	38,800	30,000	68,800	44%	2%
フィンランド	3,180,000	67,400	2,500	69,900	4%	2%
フランス	34,000,000	400,000	400	400,000	0%	1%
ドイツ	49,400,000	2,000,000	100,000	2,100,000	5%	4%
ギリシャ	5,540,000	0	0	0	0%	0%
アイルランド	1,600,000	0	0	0	0%	0%
イタリア	25,990,000	376,500	2,050	378,550	1%	1%
ルクセンブルグ	315,000	1,215	0	1,215	0%	0%
オランダ	9,340,000	116,000	5,000	121,000	4%	1%
ポルトガル	4,190,000	2,000	0	2,000	0%	0%
スペイン	20,320,000	375,000	10	375,000	0%	2%
スウェーデン	5,970,000	141,000	1,953	142,953	1%	2%
英国	28,500,000	136,000	164	136,000	0%	0%
合計	199,189,000	3,975,415	143,697	4,118,418	3%	2%

出典：ECTA

シンガポール

シンガポールの携帯電話事業者、IDAに4番目の3G免許発行を中止するよう要請

Virgin Mobile Asiaを含むシンガポールの既存携帯電話事業者4社は、2002年3月中旬、IDAに4番目の3G免許発行を中止するよう要請した。

規制機関IDAは3G免許枠を4と決定しているが、2001年4月の入札では既存3社（当時）のSingapore Telecom（以下、SingTel）、StarHub、MobileOneが応札したに



KDDI RESEARCH



止まり、オークションは実現せずこれら事業者が最低価格の1億S\$（73億円）で落札していた。今般の要請の主な理由は、①同国の携帯電話市場は既に飽和状態にあり、ターゲット顧客が存在しないと見え新規事業者に参入余地がない、②たとえ新規参入事業者が新たにインフラ設備を構築してもそれに見合う利益を見込める可能性が少ない、というものである。

周波数の割り当てを受けた他社の伝走路を借り受けて事業を行うMVNO（仮想移動体通信事業者）に限っては、設備投資が少なく済むため参入後の利益も出易く、加入者の裾野を広げうると期待されていた。しかし実際のところ、2001年10月に第2世代サービスを開始したVirgin Mobile Asia（英VirginとSingTelの折半出資）の状況を見ると加入者数は伸び悩み、1年後の目標加入者数を65万人と設定したものの、サービス開始後約5ヶ月経過した現時点で約2万加入を得たに過ぎないとみられている^(注24)。予想以上の苦戦である。

既存事業者の申請に対し、IDAのスポークスマンDulcie Chanは「4番目の3G免許発行については現在検討中であり、市場の発展状況を考慮して結論する」とコメントした。

COMMENT

シンガポールでは、2001年9月の携帯電話普及率76.6%をピークに今年1月の普及率は72.7%と減少しており、既に頭打ち状態に達している模様である。このような状況において、各社は生き残りをかけるべく次々と独自のサービスを発表している。例えば、SingTelの午前9時から午後9時のピーク時料金半額引きや、StarHubの対マレーシア国際ダイヤル通話の一定期間無料サービスなどである。

又、国内市場における新規顧客獲得が見込み薄なため、特に政府系事業者SingTelは海外市場からの利益を求めてここ数年来大規模な海外進出を行っている。今では国内の携帯電話加入者数約150万に対し海外の出資事業者の同加入者数が約1,500万といわれる程に、海外でのプレゼンスを強化している。

通信完全自由化から2年を経たシンガポールでは、今後事業者が生き残りをかけたサービスの改善や料金値下げ競争を激化させるとともに、SingTel以外でも資本力のある者は海外進出を積極化するという構図が出来上がっていくであろう。

（五十嵐 望）

<文中の換算率>

1S\$=73円（2002年3月19日の東京市場TTS）

<出典・参考文献>

IDAホームページ（www.ida.gov.sg）のStatistics for Telecom Service
The Straits Times（2002.3.20）
SingTelホームページ（<http://home.singtel.com>）

（注24）サービス開始に要した投資は設備ベース事業者の約5分の1で済んだと言われる。同社は当初、業界2位のM1に匹敵する加入者を獲得すると予想され、M1の市場シェアに大きな影響を与えるとされていた。現実的にはこのような展開となり、M1のCEOは「意外なほどインパクトがない」とコメントしている。

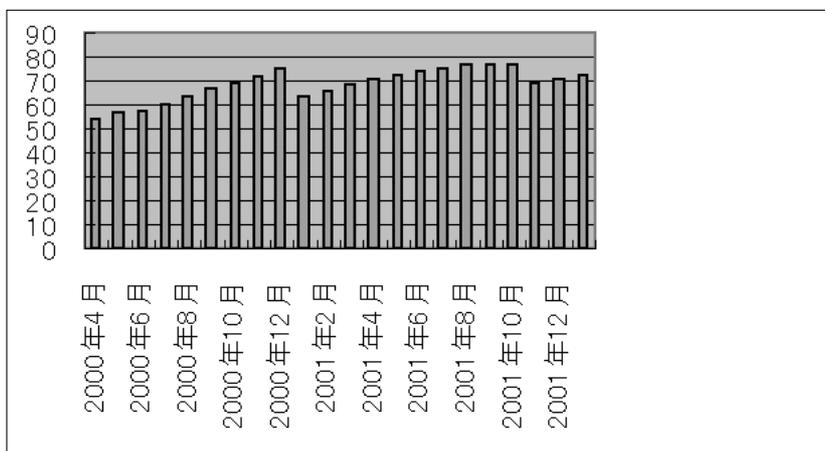


KDDI RESEARCH



●マレーシア

■参考：シンガポールにおける携帯電話普及率 (%)



マレーシア

CelcomとDiGiの統合に向けた動きが表面化

Head of Agreement (予備的合意) と言われるもので、現段階において両者にとって法的拘束力があるものではないが、2002年3月13日、Celcom親会社のTRIとDiGiはそれぞれの網とインフラの統合を探求することで合意した。

1. 発表の内容

TRI、DiGiのプレス・リリースによると、発表の主要内容は下表の3点である。

Heads of Agreement	(モバイルを主眼に) それぞれの網とインフラの統合を探求する
上記に付随した合意	ネットワーク設備の共用 (sharing) について取り決めを行う。3G事業の周波数割当てにつき、Joint Ventureを設立し共同で応札する
法的最終合意	今後の商業ベースの詳細交渉を経て、法的に有効な最終合意を目指す。

当プレス・リリース等の情報によると、基本的シナジー効果として、①DiGiのGSMの1800MHz帯、CelcomのGSMの900MHz帯は補完的關係にあり、その結合はリソ



ースの効率的利用、ユーザー向けサービスの幅（例：ローミング・カバレッジ）、質の向上、企業価値（株主利益）の上昇、につながる、②後発事業者DiGiの今後の網拡充投資負担の軽減、③3G免許を得た場合、網建設に多大な投資が必要であるが、それに対処するための財務力が高まる、といった点を挙げている。

2. 合意の背景

全般的背景として、①市場（人口2,400万）が小さいなか、政府が事業者に対し重複投資最少化を要請、②現在5事業グループが存在する業界に対し、政府は3Gモバイルにおいて設備ベース事業免許数を3と決定、③事業者の財務力が重要視される3G免許者選定に向かうなか、財務状況の厳しいTRI/Celcomは存亡の危機にあるとも言えるが、1800MHz帯を持つTelekom Malaysia（以下、TM）からの買収を回避したい（経営上の主体性保持）とのTRIの感情、④DiGiは投資の軽いPre-paid型サービスの市場リーダーであり、老舗TRI/Celcomとの親和性は良い、といった点をあげることができる。

3. 関連動向

(1) TRIの債務リストラ動向

TRIの現在の負債は、約40億リンギ（1,360億円）にのぼる。主因は、1997～98年のアジア通貨経済危機によりリンギの価値が下落し、外貨建て債務が膨張したためである。以来、社債発行や人員整理による債務リストラに追われてきた。

2002年4月22日が償還期限の3.75億US\$（503億円）相当のユーロ債が差し当たり大きな対処課題であるが、2002年1月、TRIの株主は4億7,380万株の新株と7億5,500万株の制限株（既存株主の買い増し）を発行する再建計画を承認した。TRIは2002年2月28日、新株をクアラルンプール証券取引所に上場した^(注25)。

TRIは政府系Danaharta社を含む株主に支えられる形で当面の一山を乗り越えようとしている。この他、約10億リンギ（340億円）の社債発行、約10億リンギ（340億円）の銀行借入も計画している。

(2) TRI会長Tajudin Ramli氏の動き

ブミプトラ（土地の子：マレー人）に属すTajudin氏は産業界の大物（所謂 tycoon）と言えるが、ビジネスのやり方は堅実でないようである^(注26)。政府はTajudin氏のTRIへの影響を排除したい意向であるが、今般のTRI、DiGiの合意はTajudin氏の立場をある意味で強化したと言える。

しかし一方で、Tajudin氏はTRIへの影響力を保持するために必須の今般の株式引き受け（4,000万US\$（54億円）の工面）に失敗し、同氏のTRI所有率は13%程度に低下、同氏は筆頭株主の座を降りた。

(注25)

今回、16億リンギ（544億円）が調達された。なお、Tajudin Ramli TRI会長は4月5日引き受けに失敗し、その場合の引受権保持者である国立の不良債権処理会社（Pengurusan Danaharta Nasional社）が支払を実行した。

(注26)

Tajudin氏は2001年、Daim財務大臣（当時）の助けのもと、マレーシア航空会長職にあって所有する同社株（29%）を国に市場価格の約2倍で売り抜いた。Tajudin氏はDaim氏子飼いの一人として知られた。この一件でDaim氏は大臣を解任されている。一方、本件に関し、Tajudin氏には警視当局の調査が入っている。

現在のTajudin氏にとって、社会的ステータスを保つ上でTRIが最後の砦となっているが、彼のTRI株も Pengurusan Danaharta Nasional社の仮差し押さえ状態にある。Tajudin氏は個人的に国内銀行に約2.5億US\$（335億円）の負債があり、同負債の返済が進まない場合、同社は4月27日までに差し押さえを実行、機を見て売却する構えである。高等裁判所も2002年3月、差し押さえ実行を容認する判決を出している。Tajudin氏は控訴している。



KDDI RESEARCH



●マレーシア

(注27)

TRIに近い情報筋によると、DTは今回の買い増しには差し当たり応じ、所有率を14%から15.98%とした。

(注28)

TMとしては政府筋を含む株主の手前、高額での買収をオファーできない一方、Tajudin氏を含むTRIの株主筋は応じる場合はそれなりに高額での株売却が前提となっている模様で、折り合いは良くなかった。今回、TMの主要な交渉相手は政府系Danaharta社となったが、低めのレベル(2.4リンギ/株)を提示している。

(注29)

欧州キャリアの対アジア進出としては後発のTelenorは現在DiGiの経営に注力しており、いまDTのTRI株に手を出しても積極的なソリューションにならないとしている。

(3) 周辺キャリア(国内キャリア、独DT、ノルウェー-Telenor)の動き

TRIは財務力が弱まっているものの携帯電話加入ベースは大きく、余裕のあるキャリアから見ると一つの買収対象である。加えて、株主の独DTは地元欧州でのオークションによる3G免許取得の結果多額の負債を抱え、基本的に所有株を売却する意向を持つとされる^(注27)。

こうしたなか、Telekom Malaysia(以下、TM)はTRI買収への興味を表明し、事実両者間で交渉が持たれた経緯がある^(注28)。TMグループのモバイル事業は加入者ベースで3位に甘んじており、プライマリ・キャリアとして巻き返しの必要を感じている。なお、TRI買収につきTMの競争相手にはDiGiも含まれるが、最大株主のTelenorはDT所有のTRI株にさしあたり関心を示していない^(注29)。

■表36：マレーシアのモバイル事業者

事業者 (URL)	方式 (サービス名)	2001年4Q 加入者 (内訳) <シェア>	Net接続 (サービス名)	主要株主 (所有率%)	備考
Maxis Mobile Sdn Bhd (www.maxis.com.my)	900MHz帯GSM (Maxis GSM)	220万 <28.6%>	WAP： 提供中 GPRS： 準備完了	Maxis Communica- tions(100) ----- 親会社の主要 株主： Usaha Tegas Group(49) Ananda Krishnan氏 (45.9)(表注1) Permodalan Nasional Berhad(5.1)	Maxis Communica- tions旧名： Binariang 2001年前半、 加入者首位を Celcomから奪 った
Celcom (M) Sdn Bhd (www.celcom.com.my)	・ETACS (Celcom ART 900) ・900MHz帯 GSM (Celcom GSM)	213万 (ETACS： 17.6、GSM： 195.5) <27.7%>	WAP： GSMで 提供中 GPRS： 提供中	TRI(100) ----- 親会社の主要 株主： TRI会長 (Tajudin Ramli氏) (約13) 独DT(16)	
テレ コム ・マ レー シア ・グ ル ー プ Telekom Malaysia Bhd(本体) (www.telekom.com.my)	NMTS (ATUR450)	4.3万 <0.6%>		Khazanah Nasional (40.0) 財務省(22.2) Banka Nagara Malaysia (5.0)	
Telekom Cellular Sdn Bhd (www.tmtouch.com.my)	1800MHz帯GSM (TMTouch)	115万 <15.0%>	WAP： 提供中 GPRS： 準備完了 (表注2)	Telekom Malaysia (100)	
Mobikom Sdn Bhd (www.mobikom.com.my)	DAMPS (Mobifon Digital 800)	11.1万 <1.4%>		Telekom Malaysia (100)	



KDDI RESEARCH



DiGi Telecommunications Sdn Bhd (www.digi.com.my)	1800MHz帯GSM (DiGi 1800)	117万 <15.2%>	WAP : 提供中 (djuice) GPRS : 準備完了	カウエ-Telenor (61) (表注3) Vincent Tan 氏関連資本 (21)	旧名 : Mutiara
TIMECel Sdn Bhd (http://www.time.com.my/products_services/mobile/mobile_main.html)	1800MHz帯GSM (TimeCel)	88万 <11.5%>	WAP : 提供中 (TIME WAP) GPRS : 提供中 (TIMECel GPRS)	TIME dotCom (100) ----- 親会社の主要株主 : Time Engineering (70)、 Khazanah Nasional (25)	

(参考資料 : 通信業界規制機関CMCのHPの免許者リスト (www.cmc.gov.my/licensing-new/list_licence.htm)、Global Mobile誌 2002.2.27)

(表注1) Ananda Krishnan氏はマレーシア実業界の大物であり、2001年7月、英BT所有の33.3%を、米MediaOne Int'l所有の12.6%を買収した。また、第2株主のUsaha Tegas社自体、同氏が所有する投資会社である。

(表注2) ミモトローラは2001年10月5日、テレコム・マレーシアからGPRSの設備を供給する契約を受注したと発表した。契約期間は3年で、契約額は4400万USドル (59億円)。

(表注3) マレーシア通信事業者における外資規制は暫定的に61%まで緩和されている。Telenorの現在の筆頭地位は、将来的に出資比率を49%以下に引き下げ、プミプトラ (=マレー系) 資本の比率を30%以上に拡大するとの条件付きであるが、Telenorは61%までフロートで所有できる期間の延長について政府と交渉中である。

COMMENT

マレーシアでは2002年7月に予定される3G免許者の選定を機に、設備事業者が3グループに集約されねばならない状況となっている。モバイル最下位のTimeはTRI同様、通貨経済危機の後遺症を抱えており、単独での3G免許申請は考えられない。Timeは唯一TMに比肩する光ファイバー中継伝送路を持ち、商用ビルをターゲットとして固定加入者線の敷設もかなり積極的に実施してきた。固定網事業者の性格も比較的強いTimeの提携相手を考えた場合、比較的財務が安定している900MHz帯のモバイル事業者という姿が浮かぶが、これはMaxisということになる。

以上を踏まえてTMがTRIを買収したと仮定した場合、DiGiが単独で残る構図が見えるが、業界としてはいびつに感じられる。TRIの経営はTajudin氏から解放されるべきと思われるが、TRI・DiGiの提携が具体化し、TMが単独で3G免許を申請する状況になるのではないかと感排除できない。

(河村 公一郎)

<文中の換算率>

1リンギ=34円 (株) NNA のPowerAsiaクロスレート参照)

1US\$=134円 (2002年3月29日の東京市場TTS)

<出典・参考文献>

- ・ KDDIマレーシア各調査報告
- ・ Press Release (DiGi.Com Bhd and Technology Resources Industries Berhad Enter Into Agreement To Explore Network and Infrastructure Integration), 13 Mar. 2002
- ・ Total TelecomのHP (www.totaltele.com) のマレーシア関連記事 (malaysiaで検索)
- ・ (株) NNAのPowerAsiaのマレーシアの通信関連ニュース
- ・ Financial Times (2002.3.22、3.14)
- ・ The Asian Wall Street Journal (2002.3.14)
- ・ exchangeasiaのHP (www.exchange.com.au) のニュース (2002.4.2)
- ・ 規制機関CMCのホームページ (www.cmc.gov.my)



KDDI RESEARCH

編集後記

■ 静脈産業という言葉に眼が留まります。人体の静脈は、活動で生まれた老廃物やCO²を集めて腎臓や肺での処理まで届ける重要なものですが、「動脈との量的バランスが取れている」「静脈があればこそ循環する」という点がミソかと思われまます。

産業革命以降最近まで、世界は行け行けドンドンの動脈産業が大部分で、現在でも途上国の多くは動脈産業による経済発展に力点を置いています。こうしたことが、次世代に健全なまま渡すべき環境の悪化を引き起こしてきました。

日本でも引き続き各種動脈産業の発展が必要ですが、この辺でこれにバランスを取る形で静脈産業を育てることが、逆に経済成長・雇用促進にもつながるように思われます。旧製品を吸収する静脈サイクルがあればこそ、動脈産業が生み出す新製品をより積極的に消費する意欲が湧く面もあるかと思えます。

静脈産業とはより具体的には、(1) 産業・一般廃棄物のリサイクル産業、(2) リサイクルできない部分の高度な焼却等による処理産業、と言えます。(1)は比較的民間に馴染み、(2)は比較的公的資本に馴染むでしょう。静脈産業の隆盛には、(a) 当初から静脈サイクルを織り込んだ動脈サイクルでの製品設計、(b) 法制による廃棄物の回収・分別収集の徹底 (c) 廃棄物から新素材を創るなどの"創造性"の存在、(d) 果敢な公的資本支出の重心移動、などが肝要と思われまます。

静脈産業には高度な化学技術、ナノ技術、バイオ技術等が必要で、まさに21世紀的、新千年紀の産業と言えます。知能集約的な動脈産業に加えて、高度な静脈産業によって日本の差別化を図って行つてはどうかと思えます。

■ 平成14年4月から社名が(株)KDDI総研に、発行人が押田裕敬に変わりました。今後とも付加価値の高い調査を目指す所存でございますので、引き続きのご高覧、ご愛顧をお願い申し上げます。

■ 本誌ご購入のお申し込みは、電話(03-3347-9139)で承りますほか、弊社ホームページ内のお申し込み書式(メール発信形式)もご利用できます。また、バックナンバーのご注文もできます。

■ 弊社ホームページのURLは次のとおりです：
<http://www.kddi-ri.jp/>

■ 弊社では、諸外国の通信事情の調査を含む各種個別調査、また、セミナー向け講師の派遣のご要望も承っております。企画の段階からでもご一報いただければ、ご相談に応じさせていただきます。

(編集人 河村)

〒163-8550 東京都新宿区西新宿2-3-3
KDDIビルアネックス4F
株式会社 ケイディディアイ総研
調査部 河村宛
TEL: 03-3347-9127
FAX: 03-5381-7017
E-mail: ko-kawamura@kddi-ri.jp

KDDI 総研

R&A

世界の通信ビジネスの最新情報誌

2002 April



- 発行日 2002年4月20日
- 発行人 押田 裕敬
- 編集人 河村 公一郎
- 発行所 株式会社 KDDI総研
〒163-8550 東京都新宿区西新宿2-3-3 KDDIビルアネックス4F
TEL 03 (3347) 9139 FAX. 03 (5381) 7017
- 年間購読料 30,000円(消費税等・送料込み、日本国内)
- レイアウト・印刷 株式会社丸井工文社



海外販売代理店

■KDDI Deutschland GmbH
Immermannstr. 45, D-40210 Düsseldorf, Germany
Tel:49-211-936980 Fax:49-211-9369820

■KDDI HONG KONG LIMITED
10/F West, Warwick House, Taikoo Place, Quarry Bay, Hong Kong
Tel:852-2525-6333 Fax:852-2868-4932

■眞韓圖書 (JIN HAN BOOK STORE)
21-1 Ga Ch'ungmuro, Chunggu, Seoul, Korea
(Room No. 902, New Bldg Seoul Central Post Office)
Tel:82-2-319-3535 Fax:82-2-319-3537

■海外新聞普及(株) (OCS)
〒108-0023 東京都港区芝浦2-9
Tel:03 (5476) 8131 Fax:03 (3453) 9338